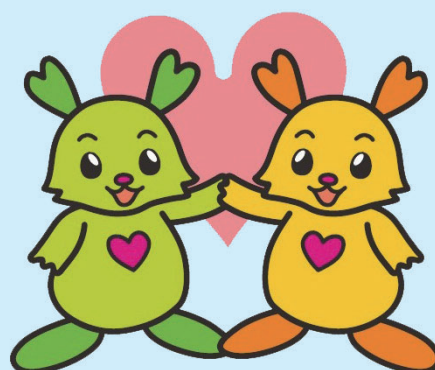


第3期栃木市 地域福祉計画・地域福祉活動計画 (令和7年度～令和11年度)

共に考え 共に支え合う あったかとしぎ



栃木市マスコットキャラクター
とち介



栃木市社会福祉協議会
マスコットキャラクター
ふっくん ぴーちゃん

は じ め に

昨年の元日に発生いたしました能登半島地震は、甚大な被害をもたらし、災害時における地域のつながりや支えあい、日頃からの近所づきあいなどの「顔の見える関係」の重要性を改めて認識させられました。

そのような中、本市においては第2期栃木市地域福祉計画の基本理念である「共に考え 共に支え合う あったか とちぎ」を引き継ぎ、新たな目標に掲げ、第3期地域福祉計画を策定いたしました。



本計画では、地域共生社会の実現には社会福祉協議会との連携がきわめて重要になるとの考えに基づき、従来にも増して「地域福祉活動計画」と一体的な内容となっております。

超少子高齢化社会の急速な進行や核家族化、格差社会、ヤングケアラー、地域における担い手不足など、本市においても様々な分野で課題が発生しております。

これらの課題を解決するためには、福祉分野の庁内各課の連携はもとより、社会福祉協議会、自治会、民生委員・児童委員などの関係機関・団体、そして市民の皆様がそれぞれの役割を担い、横断的に支援していくことが求められます。

新型コロナウイルス感染症の流行により新たな生活スタイルが生まれてきている中、地域福祉のあり方についても「いつまでも自分らしく幸福に生活できる＝ウェルビーイング」の視点から、各福祉計画・施策との包括的な展開・連携を図ってまいりますので、ご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たり実施したアンケート調査にご協力いただいた皆様、市社会福祉施策推進委員会の皆様、パブリックコメントにご協力いただいた皆様に心から感謝とお礼を申し上げます。

令和7年3月

栃木市長 大川 秀子

は じ め に

近年、少子高齢化や孤立孤独が加速していることや、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、価値観やライフスタイルが変化し多様化する中で、住民同士のつながりが希薄化しています。また、地域の福祉課題も多様化・複雑化してきており、災害により甚大な被害が発生した時などにおいては、隣近所でのつながりの必要性・大切さが改めて認識されています。



このような社会情勢の変化の中で、市民が住み慣れた地域で安心・安全に生活を送ることができるように、地域の住民をはじめ、企業や各種団体等がつながり合い、お互いに支え合うことができる「地域共生社会」の実現を目指していくことが求められています。

この度、今年度末で計画期間が終了する、第2期地域福祉活動計画を検証し、住民アンケートや地区懇談会でいただいた、多くの貴重なご意見をもとに、引き続き、「共に考え 共に支え合う あったかもちぎ」を基本理念とした、「第3期地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定いたしました。

本計画は、栃木市の地域福祉計画と一体で策定しているもので、4つの基本目標と9つの基本施策を設定しており、本市における多分野の様々な課題に対し、市民の皆さまをはじめ、市および各種機関、企業等との連携、協力をいただきながら、横断的かつ一体的に推進していくこととしております。

本計画の策定にあたりアンケート調査や地区懇談会等で、貴重なご意見をいただいた住民の皆さま、市社会福祉施策推進委員をはじめとした関係者の皆さまに、感謝も申し上げますとともに、計画に掲げた各施策が直実に実行できますよう、今後も地域福祉活動へのご理解、ご協力を切にお願いを申し上げまして、挨拶とさせていただきます。

令和7年3月

社会福祉法人栃木市社会福祉協議会

会長 赤羽根 正夫

目 次

第1章	計画の概要	1
1	計画策定の背景	1
2	計画の位置づけ	6
3	計画の期間	8
4	計画の策定体制	8
第2章	地域福祉をめぐる本市の現状と課題	9
1	統計資料等からみる地域の現状	9
2	アンケート調査結果からみる地域の現状	15
3	第2期計画の進捗状況	28
4	地域福祉をめぐる本市の主な課題	32
5	課題を踏まえた重点的取組	35
第3章	地域共生社会推進の基本的方向	39
1	基本理念	39
2	基本目標	40
3	計画の体系	41
4	「SDGs」と本計画との関係	42
第4章	地域福祉施策、地域福祉活動の展開	43
■	自助・互助・共助・公助の役割分担	43
■	圏域の設定	44
❖	基本目標1 みんなが支え・支えられる地域づくり	46
❖	基本目標2 地域を支える人づくり	52
❖	基本目標3 福祉サービスを利用しやすい地域づくり	57
❖	基本目標4 安全・安心な地域づくり	64
第5章	計画の推進に向けて	69
1	計画の推進体制	69
2	計画の進行管理	69
資料編		70
1	用語解説	70
2	栃木市社会福祉施策推進委員会規則	74
3	各種相談機関一覧（令和6年度末現在）	76

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景

(1) 地域福祉をめぐる社会的背景

超少子高齢社会が到来し、人口が減少する中、令和7年にはいわゆる団塊の世代がすべて75歳以上となり、高齢者のひとり暮らしや高齢者のみ世帯の増加が見込まれます。

また、核家族化や共働き世帯の増加、外国人の増加など、価値観やライフスタイルは多様化し、児童や高齢者等への虐待、ひきこもり、8050問題、ダブルケア問題、ヤングケアラー、生活困窮世帯の増加など、従来の福祉制度の狭間や各分野を横断する社会問題が顕在化しています。

一方、自然環境に目を向けると、平成23年3月の東日本大震災や平成27年9月の関東・東北豪雨、令和元年の東日本台風（台風19号）、令和6年1月の能登半島地震など、地震や台風等による大規模な自然災害が全国各地で多発している状況が見受けられます。このような災害時においては、特に避難や復旧・復興の各状況において、近隣同士の支え合いの大切さを再認識させられています。

令和2年4月には新型コロナウイルス感染症の拡大により緊急事態宣言が出され、外出の自粛や、密閉空間を避ける、マスクの着用や手洗い、うがい、テレワークなどの新しい生活様式が始まりました。令和5年5月に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類感染症となりましたが、多様な働き方を支えるセーフティネット、孤独・孤立を防ぎ、つながり・支え合うための新たなアプローチ、危機に強い医療、福祉現場、性差によって負担に偏りが生じない社会づくりなどといった課題が顕在化しました。

また、令和2年に地域福祉計画を規定する社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「社会福祉法」という。）が改正され、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備することが努力義務となりました。

このような動きを踏まえ、本市では、令和2年10月に策定した「第2期栃木市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を基本としつつ、福祉ニーズや地域情勢の変化による新たな課題に対応する「第3期栃木市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を定めるものです。

(2) これまでの地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定状況

- ・旧栃木市において、平成 17 年 3 月に「とちぎ地域福祉計画（栃木市地域福祉計画）」を策定。計画期間は、平成 17 年度から平成 22 年度までの 6 年間。
- ・旧西方町社会福祉協議会においては、平成 17 年 3 月に「西方町地域福祉活動計画」を策定。計画期間は、平成 17 年度から平成 21 年度の 5 年間。
- ・旧栃木市社会福祉協議会においては、平成 20 年 3 月に「栃木市地域福祉活動計画」を策定。計画期間は、平成 20 年度から平成 23 年度の 4 年間。
(平成 22 年 3 月 29 日に、栃木市・大平町・藤岡町・都賀町の 1 市 3 町が合併。)
- ・旧岩舟町・旧岩舟町社会福祉協議会においては、平成 23 年 3 月に「岩舟町地域福祉計画・岩舟町地域福祉活動計画」を策定。計画期間は、平成 23 年度から平成 27 年度の 5 年間。
(平成 23 年 10 月 1 日に、栃木市と西方町が合併。)
(平成 26 年 4 月 5 日に、栃木市と岩舟町が合併。)
- ・平成 26 年 10 月に、岩舟町との合併により誕生した新たな栃木市として「栃木市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定。計画期間は、平成 26 年 11 月から令和 2 年 3 月。
- ・「第 2 期栃木市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定。計画期間は、令和 2 年度から令和 6 年度。(令和元年東日本台風の影響により、令和 2 年 10 月に計画完成)

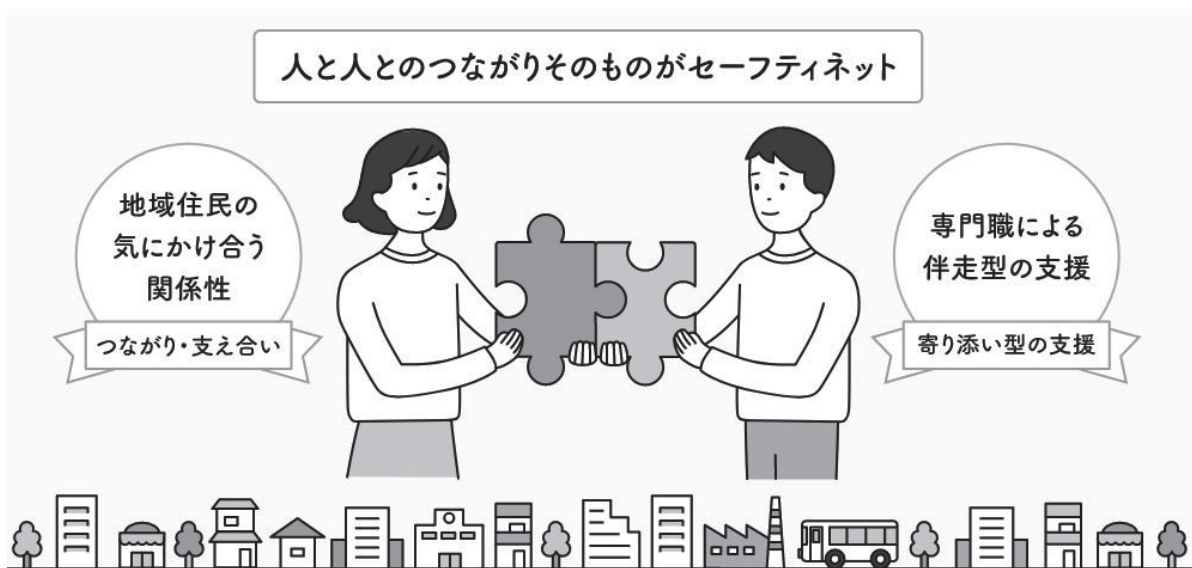
(3) 地域福祉の動向

①地域共生社会の実現

地域共生社会とは、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を指しています。

高齢化の中で人口減少が進行している中、福祉ニーズも多様・複雑化しています。人口減による担い手の不足や、血縁、地縁、社縁といったつながりが弱まっている現状を踏まえ、人と人、人と社会がつながり支え合う取組が生まれやすいような環境を整える新たなアプローチが求められています。

今後は「伴走型支援」の強化が求められ、支援者と本人とが継続的につながり関わり合いながら、本人と社会・他者との関係を広げていくことを目指し、包括的な支援体制の社会基盤の整備や地域包括ケアシステムの一層の推進を図り、地域の自主性や主体性に基づき、地域づくりに一体的に取り組むことで、地域の実情に応じて地域共生社会の実現を図っていくことが必要となります。



出典：厚生労働省「地域共生社会のポータルサイト」

②重層的支援体制整備事業

令和2年6月に成立した「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第52号。以下「令和2年改正法」という。）により改正された社会福祉法（以下「法」という。）において、新たに「重層的支援体制整備事業」の定義とそれに対する国及び都道府県の財政支援等を規定することによって、確たる法定事業を基盤とした包括的な支援体制の構築を図ることとされました。

重層的支援体制整備事業では、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズを市町村全体の支援機関・地域の関係者が断らず受け止め、つながり続ける支援体制を構築することをコンセプトに、「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施することを必須にしています。

重層的支援体制整備事業における各事業の内容については、法第106条の4第2項に規定されており、それぞれの事業は個々に独立して機能するものではなく、一体的に展開することで一層の効果が出ると考えられています。

<重層的支援体制整備事業における各事業の概要>

■ 包括的相談支援事業 （法第106条の4第2項第1号）	属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める
	支援機関のネットワークで対応する
	複雑・複合化した課題については適切に多機関協働事業につなぐ
■ 参加支援事業 （法第106条の4第2項第2号）	社会とのつながりをつくるための支援を行う
	利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる
	本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う
■ 地域づくり事業 （法第106条の4第2項第3号）	世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する
	交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする
	地域のプラットフォームの形成や地域における活動の活性化を図る
■ アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 （法第106条の4第2項第4号）	支援が届いていない人に支援を届ける
	会議や関係機関とのネットワークの中から潜在的な相談者を見つける
	本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く
■ 多機関協働事業 （法第106条の4第2項第5号）	市町村全体で包括的な相談支援体制を構築する
	重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす
	支援関係機関の役割分担を図る

◆改正社会福祉法「令和2年改正法」の概要

「地域共生社会」の実現に向けた地域づくり・包括的な支援体制の整備

1. 地域福祉推進の理念を規定（第4条第2項 第5条 第6条第2項 第106条の2）

地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な生活課題について、住民や福祉関係者による①ニーズの把握及び②関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨を明記し、本計画を各種福祉計画の最上位計画とした。

2. 理念を実現するため、市町村が以下の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定（第106条の3）

○地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備

○住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制

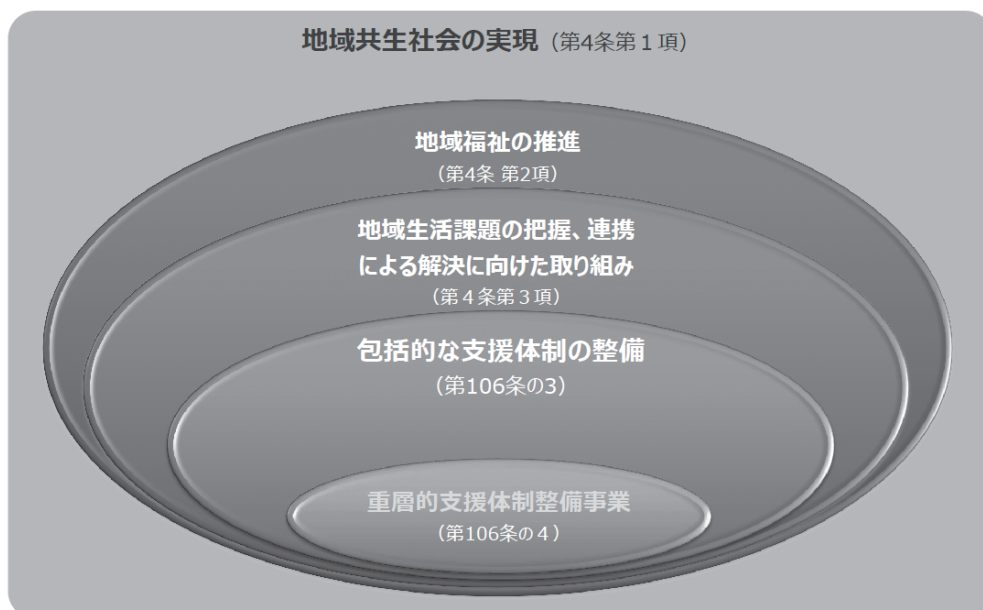
※例：地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人、地域会議等

○主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

3. 地域福祉計画の充実（第107条 第108条）

○市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づける。

<包括的な支援体制の整備と重層的支援体制整備事業の位置づけ>



（厚生労働省令和5年度保健師中央会議資料「地域共生社会」の実現に向けた包括的な支援体制の構築についてより）

2 計画の位置づけ

(1) 法的位置づけ

栃木市地域福祉計画は、法第 107 条の規定に基づいた「市町村地域福祉計画」として策定する行政計画で、総合的な観点から地域福祉を推進するために、市民と行政の協働により、住みよい栃木市づくりの実現を目指す地域共生社会の理念と体制づくりの指針を示す計画です。

また、栃木市地域福祉活動計画は、法第 109 条を踏まえ、市社会福祉協議会が中心となって策定するものであり、住民主体の住みよい地域づくりを行っていくための「具体的な取り組み」を位置づける行動計画です。

本市では、地域福祉の理念や施策と活動の方向性を市と市社会福祉協議会とが共有、連携し、地域の社会資源の発掘と社会福祉協議会の民間資源の組織化、コミュニティ形成等のノウハウを活かしながら市民一人ひとりが実践に移せるよう、2つの計画を一体的に策定します。

◆社会福祉法（抜粋）

（市町村地域福祉計画）

第107条市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- (1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- (2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- (3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- (4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- (5) 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2～3（略）

（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

第109条市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

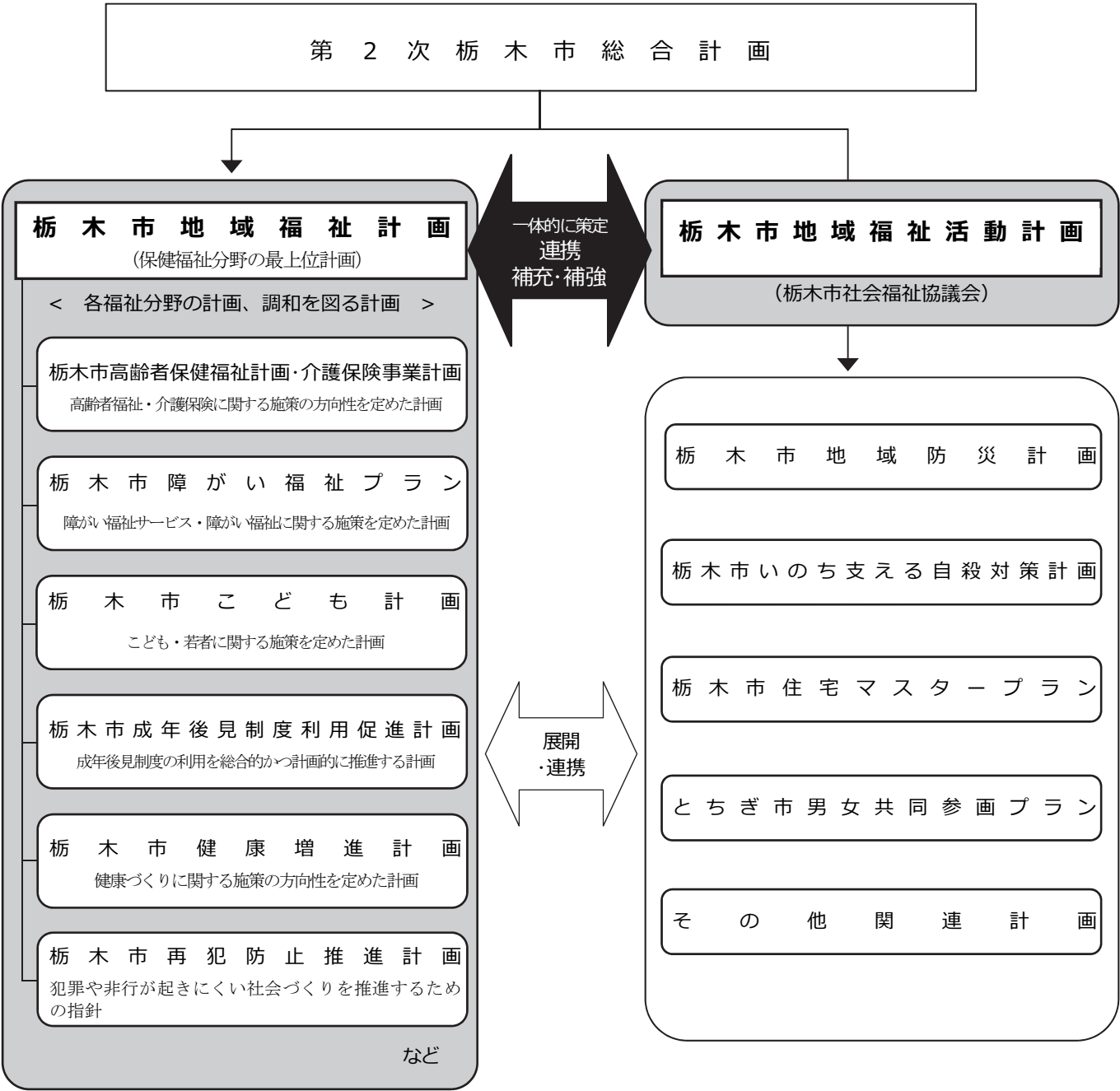
- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (4) 前3号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

2～6（略）

(2) 本市における位置づけ

栃木市地域福祉計画は、栃木市総合計画を上位計画とし、福祉分野の最上位計画として高齢者、障がい者、こどもなどの各福祉計画と調和を図るとともに、各計画の狭間にあたるニーズや横断的に取り組むことが必要なニーズに対応すべく基本の仕組みを位置づけ、さらに、他分野・関連計画とも一体的な展開・連携を図り、地域共生社会の推進を図る計画です。

◆地域福祉計画と関連計画の体系図



3 計画の期間

この計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

今後、社会情勢の変化や法制度の大幅な変更などが生じた場合は、必要に応じて適宜見直しを行うものとしします。

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
第3期栃木市地域福祉計画・地域福祉活動計画 【令和7年度～令和11年度】				
第2次栃木市総合計画前期基本計画 【令和5年度～令和9年度】			第2次栃木市総合計画後期基本計画	
第9期栃木市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 【令和6年度～令和8年度】		第10期栃木市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画		
栃木市障がい福祉プラン 【令和6年度～令和11年度】				
栃木市こども計画 【令和7年度～令和11年度】				
第2期栃木市成年後見制度利用促進計画 【令和7年度～令和9年度】			第3期栃木市成年後見制度利用促進計画	
栃木市健康増進計画 【平成26年度～令和7年度】	栃木市健康増進計画			
第2期栃木市再犯防止推進計画 【令和7年度～令和11年度】				

4 計画の策定体制

(1) 策定のための組織体制

本市における社会福祉施策の総合的かつ計画的な推進を図るための組織である「栃木市社会福祉施策推進委員会」において計画案等を検討し策定しました。

(2) 市民アンケートの実施

地域における活動の実態や意向を把握し、地域の皆さまの助け合い、支え合いに関する意識と実態を把握するため、令和5年12月から令和6年1月にかけて市民アンケート調査を実施しました。

(3) 地区懇談会における意見等のまとめ

栃木市社会福祉協議会等が、地域ニーズや地域住民同士の情報共有などを目的に開催を支援してきた各地区懇談会の内容から、地域福祉計画及び地域福祉活動計画に関する住民意見等を取りまとめ、計画へ反映しました。

第2章 地域福祉をめぐる本市の現状と課題

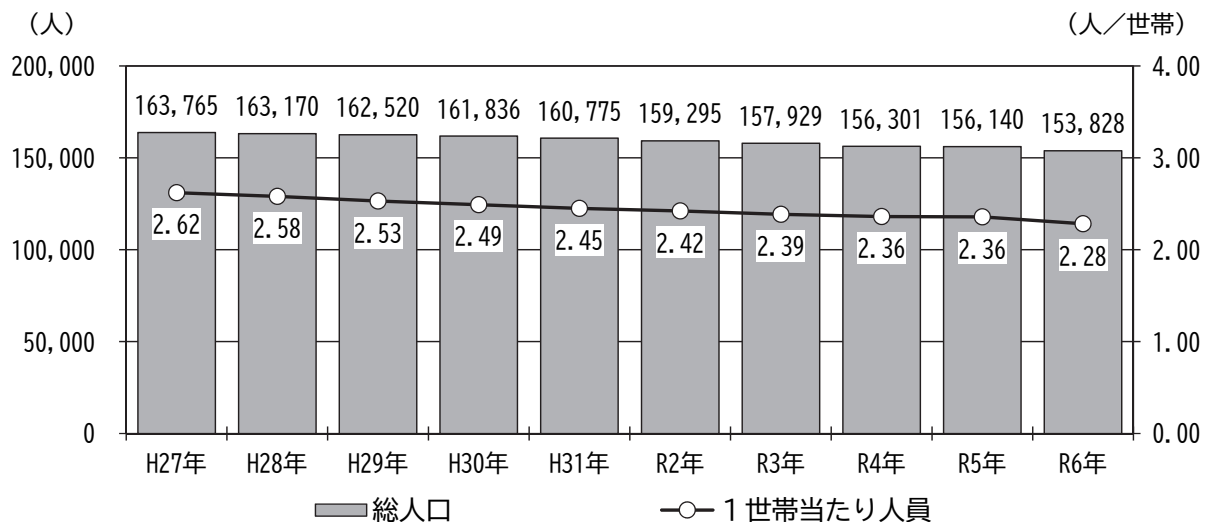
1 統計資料等からみる地域の現状

(1) 総人口、人口構成

本市の総人口は年々減少しており、平成27年の163,765人から令和6年では153,828人と10年間で約1万人減少しています。一方、世帯数は年々増加しており、1世帯当たりの人員では、平成27年の2.62人から令和6年では2.28人となっています。

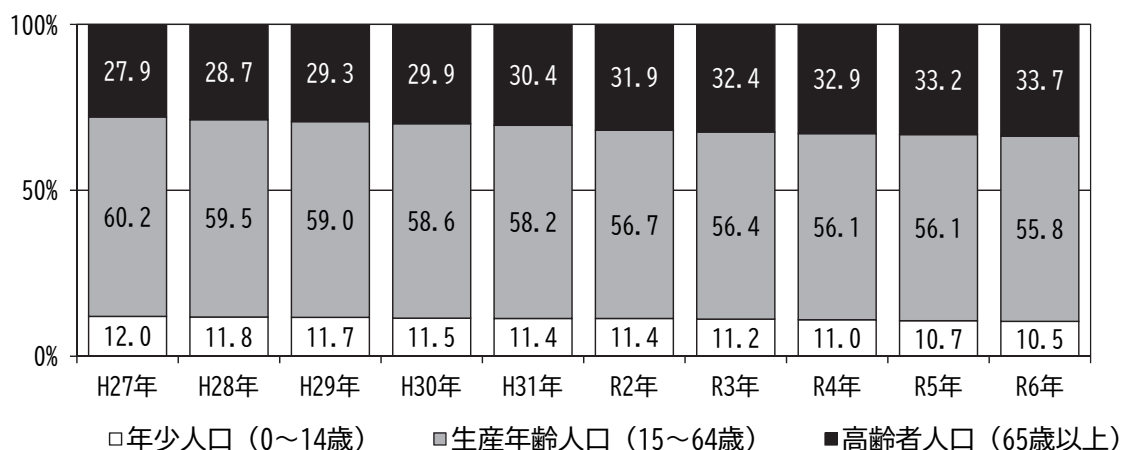
また、年齢3区分別人口構成は平成27年から令和6年にかけて、0～14歳の年少人口は12.0%から10.5%へ、15～64歳の生産年齢人口は60.2%から55.8%へそれぞれ減少しています。一方、65歳以上の高齢者人口は、27.9%から33.7%へ増加しています。

◆総人口と世帯当たり人員の推移



資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

◆年齢3区分別人口構成



資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

(2) 高齢者世帯、地区別高齢化率

令和2年の国勢調査では、65歳以上の単独（世帯員が1人だけ）世帯は6,959世帯で、一般世帯に占める割合は11.4%となっており、平成27年との比較では1,323世帯増加し、そのうち664世帯が75歳以上の単独世帯となっています。

同様に65歳以上の夫婦のみ世帯は7,176世帯あり、一般世帯に占める割合は11.8%となっており、平成27年との比較では149世帯減少していますが、75歳以上の世帯員のいる夫婦のみ世帯では893世帯の増加となっています。

地区別高齢化率について、令和5年度では市全体が32.7%であるのに対し、「寺尾地区」46.7%、「藤岡地域」38.5%、「皆川地区」37.2%と高くなっており、平成31年との比較でも、「寺尾地区」「藤岡地域」「皆川地区」で3.5ポイント以上増加しており、地域の高齢化がうかがわれます。

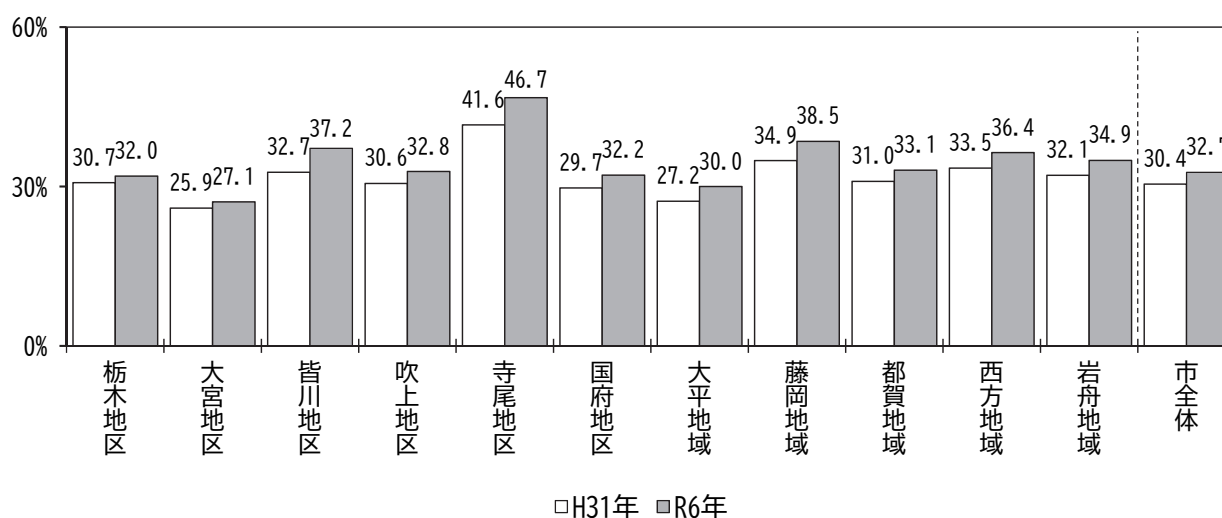
◆高齢者世帯等の推移

(単位：上段 世帯)

区分	世帯数 総数	一般世帯	65歳以上 単独世帯	75歳以上 単独世帯	85歳以上 単独世帯	65歳以上 夫婦のみ世帯	75歳以上 世帯員のいる 夫婦のみ世帯	85歳以上 世帯員のいる 夫婦のみ世帯	施設等の 世帯
H27年	57,838	57,757	5,636	2,932	866	7,325	2,877	473	81
	—	100.0%	9.8%	5.1%	1.5%	12.7%	5.0%	0.8%	—
R2年	60,918	60,796	6,959	3,596	1,175	7,176	3,770	636	122
	—	100.0%	11.4%	5.9%	1.9%	11.8%	6.2%	1.0%	—
増減 (R2-H27)	3,080	3,039	1,323	664	309	▲ 149	893	163	—
	—	—	1.7%	0.8%	0.4%	▲ 0.9%	1.2%	0.2%	—

資料：国勢調査

◆地区別高齢化率

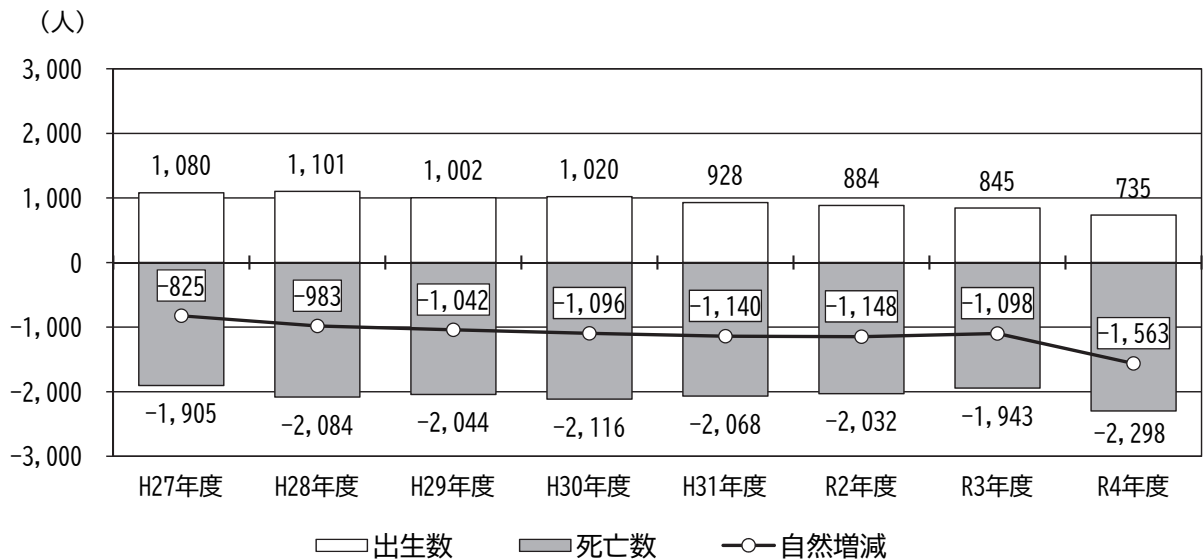


資料：住民基本台帳(各年3月31日現在)

(3) 人口動態

近年の人口動態をみると、自然動態では死亡数が出生数を上回る自然減が続いており、令和4年度では1,563人の減少となっています。社会動態では、平成29年度以降は増加幅が減少傾向にあり、令和3年度には転出者が転入者を上回りましたが、令和4年度では転入者が転出者を790人上回り、近年で最も多い増加となっています。

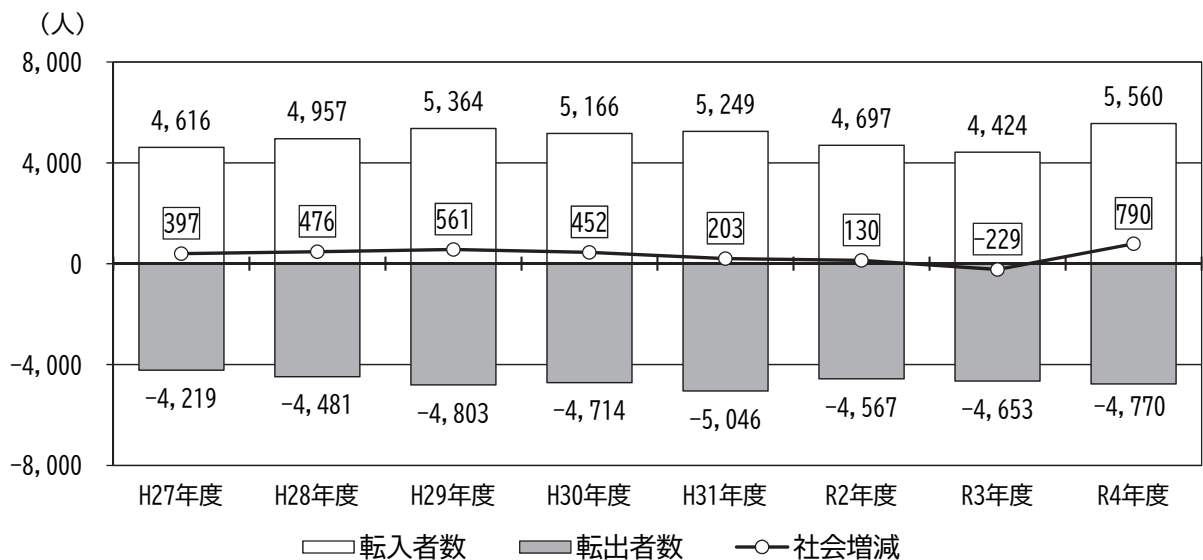
◆自然動態の推移



※死亡数はマイナス値として表記

資料：栃木市市民生活課

◆社会動態の推移



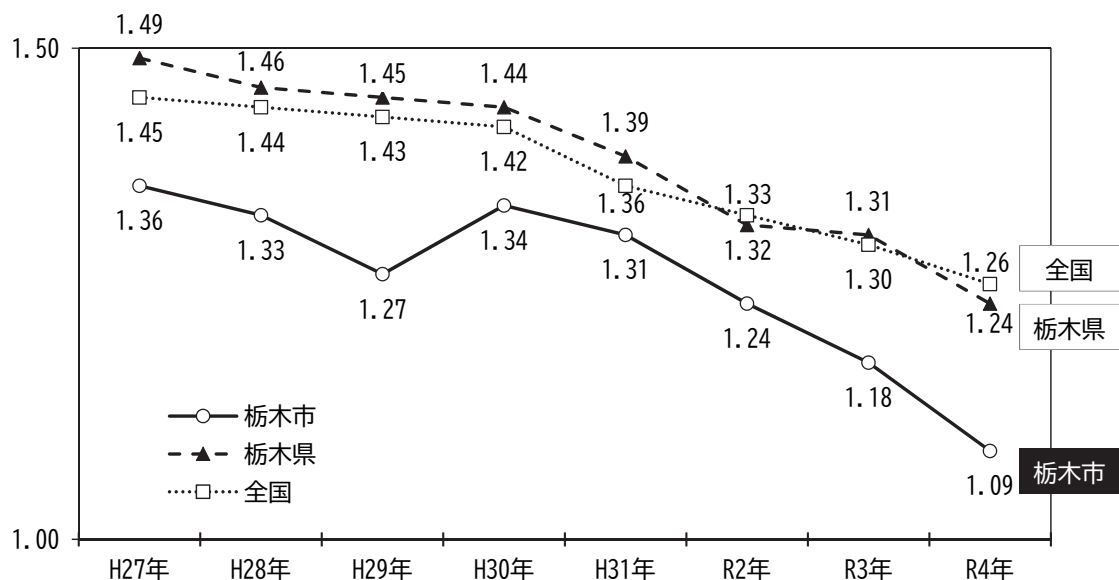
※転出者数はマイナス値として表記

資料：栃木市市民生活課

(4) 合計特殊出生率

本市の合計特殊出生率は平成 30 年以降減少傾向にあり、令和 4 年では 1.09 となっており、国や県を大きく下回っています。

◆合計特殊出生率の推移

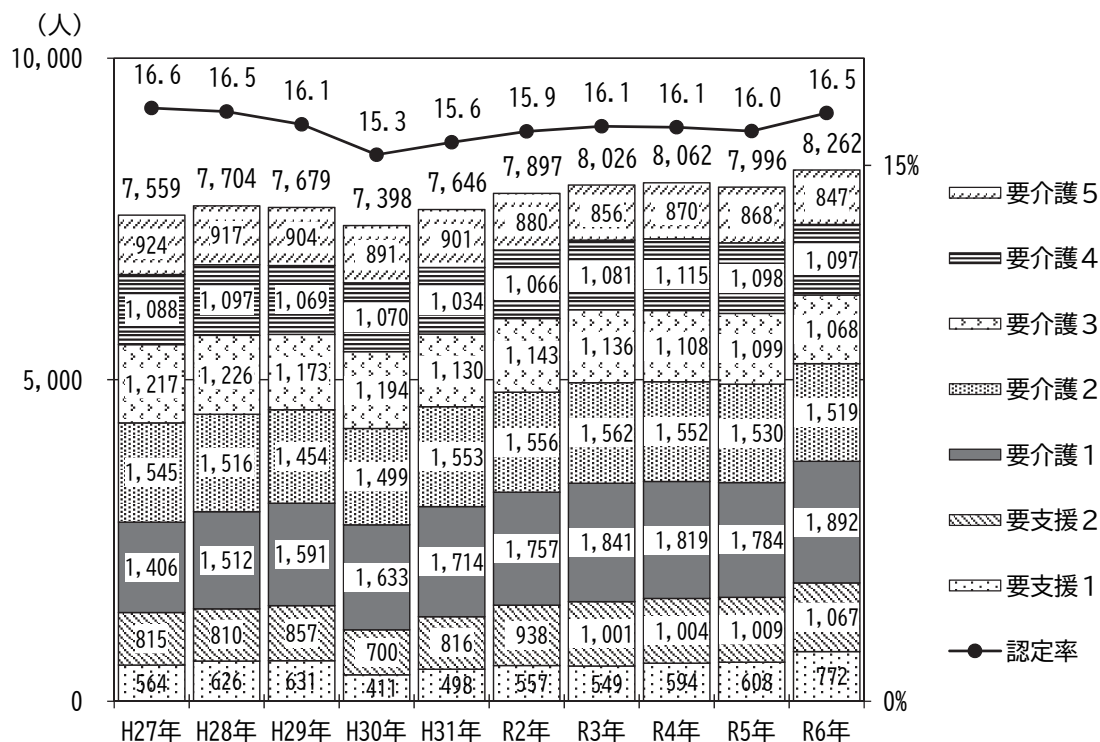


資料：栃木県保健統計年報

(5) 要支援・要介護認定者数

本市の要支援・要介護認定者数及び認定率（第 1 号被保険者に占める要支援・要介護認定者の割合）は、平成 30 年以降増加傾向にあり、令和 6 年 3 月 31 日現在の要支援・要介護認定者数は 8,262 人、認定率は 16.5%となっています。

◆要介護認定者数の推移

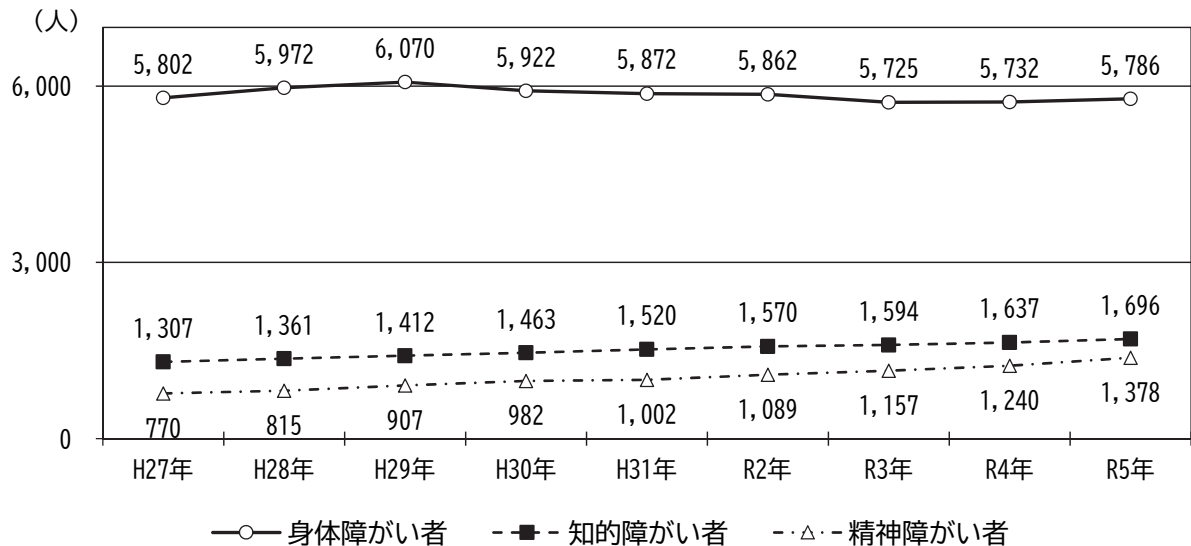


資料：介護保険事業状況報告月報（各年 3 月）

(6) 障がい者手帳所持者数

本市の障がい者手帳所持者数は令和5年3月31日現在、「身体障がい者」は5,786人、「知的障がい者」は1,696人、「精神障がい者」は1,378人となっています。

◆障がい者手帳保持者数の推移



資料：栃木市障がい福祉課

(7) 虐待など相談件数

令和4年度において、高齢者虐待相談件数は211件（延べ）、障がい者虐待相談件数は11件（延べ）、児童虐待相談件数は4,129件（延べ）、消費生活相談件数は982件（延べ）となっており、児童虐待相談件数は前年度の約1.8倍と大きく増加しています。

◆虐待相談等件数の推移

(単位：件)								
区分	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
高齢者虐待相談件数（延べ）	343	442	461	462	485	455	359	211

資料：栃木市地域包括ケア推進課

(単位：件)								
区分	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
障がい者虐待相談件数（延べ）	2	6	12	12	24	12	17	11

資料：栃木市障がい福祉課

(単位：件)								
区分	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
児童虐待相談件数（延べ）	529	626	636	983	1,234	1,956	2,320	4,129

資料：栃木市子育て総務課

◆消費生活相談件数の推移

(単位：件)								
区分	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
消費生活相談件数（延べ）	969	983	1,314	1,455	902	1,111	1,054	982

資料：栃木市市民生活課

(8) 生活保護受給者数

生活保護受給者数は、直近の8年間では、平成28年度の1,506人をピークに、その後減少傾向にあり、令和4年度では1,358人となっています。同様に生活保護受給世帯数も減少傾向にあり、令和4年度では1,120世帯で、市内総世帯数66,188世帯に対し1.69%となっています。

◆生活保護受給者数等の推移

(単位：人、世帯)

区分	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
生活保護受給者数	1,481	1,506	1,475	1,451	1,414	1,398	1,387	1,358
生活保護受給世帯数	1,129	1,173	1,172	1,158	1,141	1,144	1,142	1,120

資料：栃木市福祉総務課

(9) 民生委員・児童委員の相談・支援活動件数

民生委員・児童委員の相談・支援活動件数は、直近の8年間では、平成27年度をピークに減少傾向にあり、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度には1,973件まで減少しました。令和3年度以降は増加傾向に転じ、令和4年度では3,375件となっており、活動内容の内訳では高齢者に関することが2,229件と多くなっています。

◆相談・支援活動件数の推移

(単位：件)

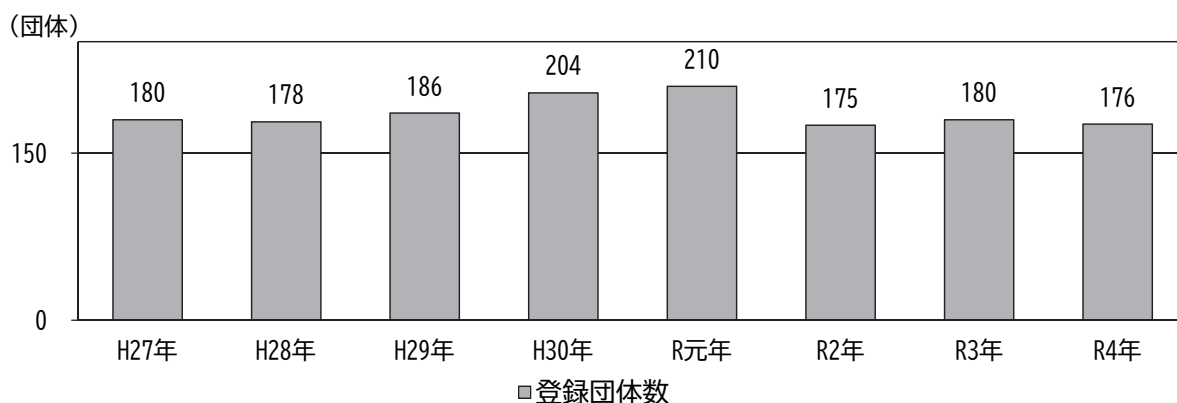
区分	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
高齢者に関すること	3,013	2,637	2,283	1,873	1,765	1,317	1,801	2,229
障がい者に関すること	240	175	121	81	71	87	218	220
こどもに関すること	1,106	982	1,060	921	596	222	275	205
その他	1,163	1,011	696	594	487	347	552	721
合計	5,522	4,805	4,160	3,469	2,919	1,973	2,846	3,375

資料：栃木市福祉総務課

(10) ボランティアの登録団体数

社会福祉協議会にボランティア登録している団体数は令和元年にかけて増加傾向にありましたが、以降減少に転じ、令和4年では176団体となっています。

◆ボランティアの登録団体数



資料：栃木市社会福祉協議会

2 アンケート調査結果からみる地域の現状

【調査概要】

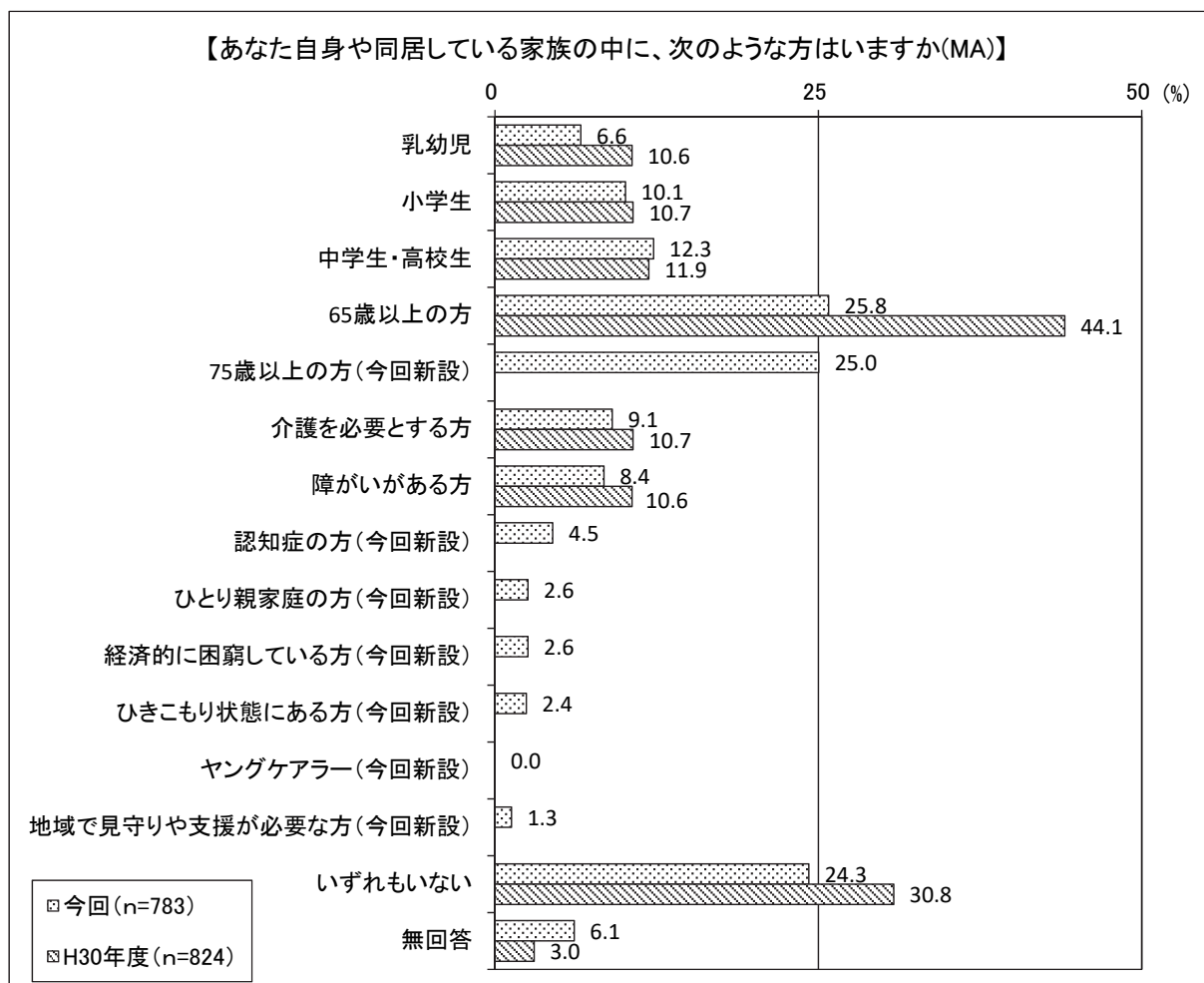
地域の方々の助け合い、支え合いなどに関する意識と実態を把握するためアンケート調査を実施しました。

- 調査実施方法：郵送による配布・回収
- 調査実施期間：令和5年12月25日（月）～令和6年1月9日（火）
- 調査対象者：市内にお住まいの18歳以上の方の中から無作為に2,000人を抽出
- 回収率：39.2%
- 回答者の属性：男性44.4%、女性53.0%、10・20代6.4%、30代10.3%、40代13.5%、50代13.0%、60代22.9%、70代19.4%、80代以上14.4%

※グラフタイトルに記載の（SA）はシングルアンサー（単一回答）、（MA）はマルチアンサー（複数回答）を意味しています。

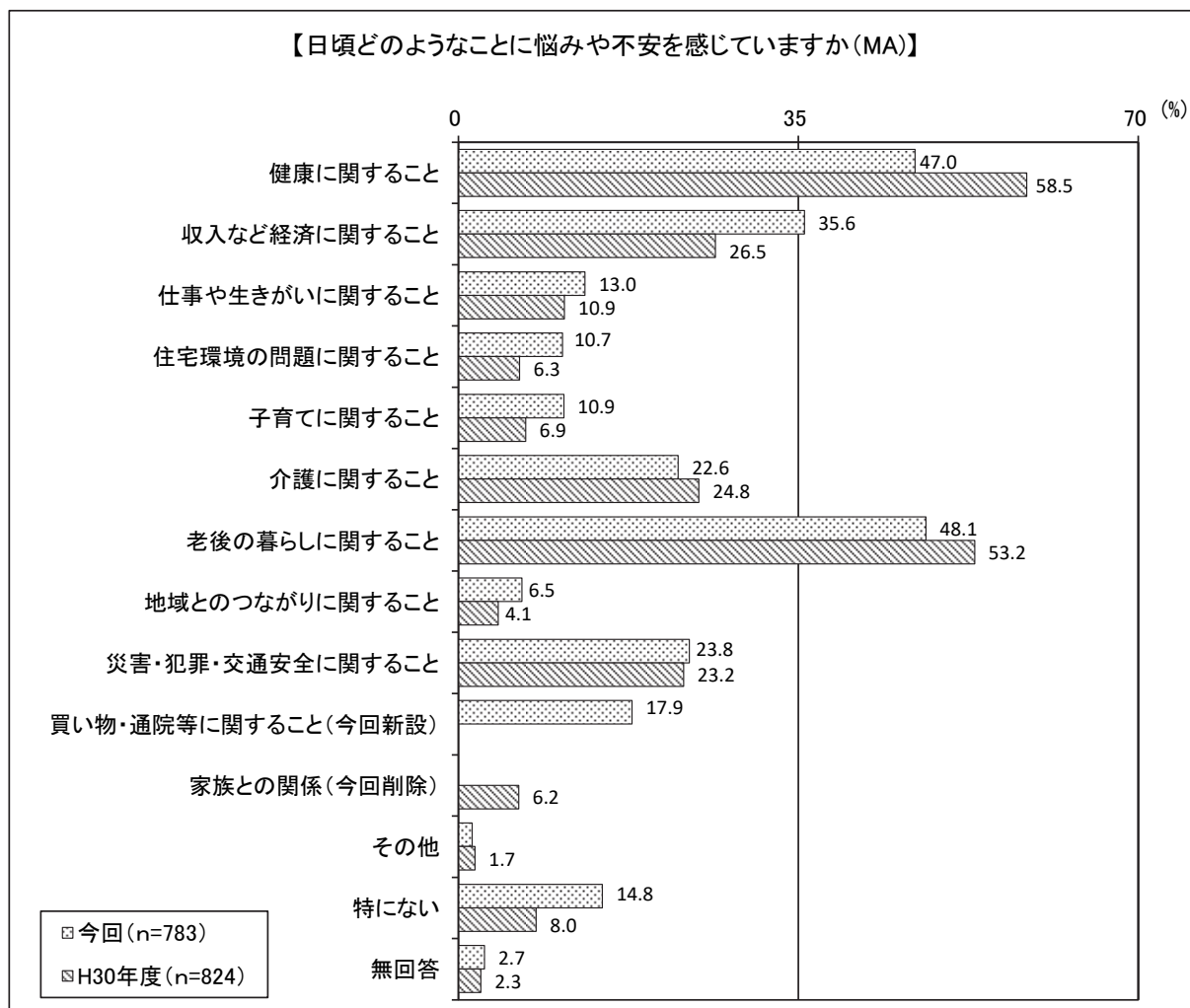
（1）自身や同居している家族について

自身や同居している家族についてみると、回答者の属性が60代以上で約6割を占めていることから、「65歳以上の方」「75歳以上の方」の割合が高くなっています。今回新設した項目についてみると、「認知症の方」が4.5%、「ひとり親家庭の方」が2.6%、「経済的に困窮している方」が2.6%、「ひきこもり状態にある方」が2.4%となっています。



(2) 日頃悩んだり不安に感じていることについて

日頃悩んだり不安に感じていることについては、「老後の暮らしに関すること」が48.1%と最も高く、次いで「健康に関すること」が47.0%、「収入など経済に関すること」が35.6%となっています。「収入など経済に関すること」については平成30年度調査より9.1ポイント増加しています。



(3) 自治会への加入について

自治会への加入については、「加入している」が86.4%、「加入していない」が9.6%となっています。

居住形態別に自治会への加入状況をみると、持ち家（一戸建て）では92.6%が加入しているのに対し、賃貸住宅（アパート・マンション）では16.3%と少なくなっています。

また、賃貸住宅（アパート・マンション）に居住の人の自治会に加入しない理由についてみると、「勧誘がないから」が48.3%と高くなっています。

【居住形態×自治会への加入状況】

	上段（人）	問 自治会に加入していますか		
	下段（%）	加入している	加入していない	わからない
全体（無回答者除く）	767	663	74	30
	100.0	86.4	9.6	3.9
持ち家（一戸建て）	688	637	32	19
	100.0	92.6	4.7	2.8
貸家（一戸建て）	12	7	4	1
	100.0	58.3	33.3	8.3
分譲マンション	5	2	3	0
	100.0	40.0	60.0	0.0
貸家住宅 （アパート・マンション）	43	7	29	7
	100.0	16.3	67.4	16.3
公営住宅	5	5	0	0
	100.0	100.0	0.0	0.0
社宅・寮	4	2	1	1
	100.0	50.0	25.0	25.0
その他	9	2	5	2
	100.0	22.2	55.6	22.2

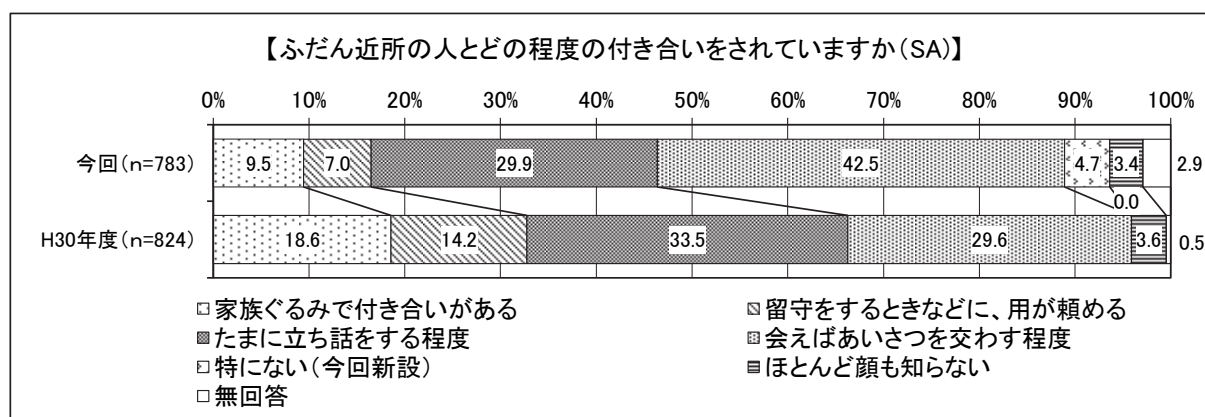
【居住形態×自治会に加入しない理由】

	上段（人）	問 自治会に加入していない理由は何ですか						
	下段（%）	加入方法がわからない	自治会の存在を知らないから	メリットが不明だから	勧誘がないから	経済的な負担が多いから	つきあいが面倒だから	その他
全体	73	7	13	20	21	16	25	21
	100.0	9.6	17.8	27.4	28.8	21.9	34.2	28.8
持ち家（一戸建て）	31	2	4	9	4	10	11	9
	100.0	6.5	12.9	29.0	12.9	32.3	35.5	29.0
貸家（一戸建て）	4	0	1	3	1	3	3	0
	100.0	0.0	25.0	75.0	25.0	75.0	75.0	0.0
分譲マンション	3	0	0	1	2	0	2	1
	100.0	0.0	0.0	33.3	66.7	0.0	66.7	33.3
貸家住宅 （アパート・マンション）	29	5	8	6	14	2	7	7
	100.0	17.2	27.6	20.7	48.3	6.9	24.1	24.1
公営住宅	0	0	0	0	0	0	0	0
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
社宅・寮	1	0	0	1	0	0	1	0
	100.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	100.0	0.0
その他	5	0	0	0	0	1	1	4
	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	20.0	20.0	80.0

(4) 近所付き合いについて

近所付き合いの程度についてみると、「会えばあいさつを交わす程度」が 42.5%で最も高く、次いで「たまに立ち話をする程度」が 29.9%となっています。平成 30 年度調査との比較では、「家族ぐるみで付き合いがある」が 9.1 ポイント減少、「留守をするときなどに、用が頼める」が 7.2 ポイント減少しています。

居住形態別に近所付き合いの程度をみると、賃貸住宅（アパート・マンション）では「ほとんど顔も知らない」が 27.9%と高くなっています。



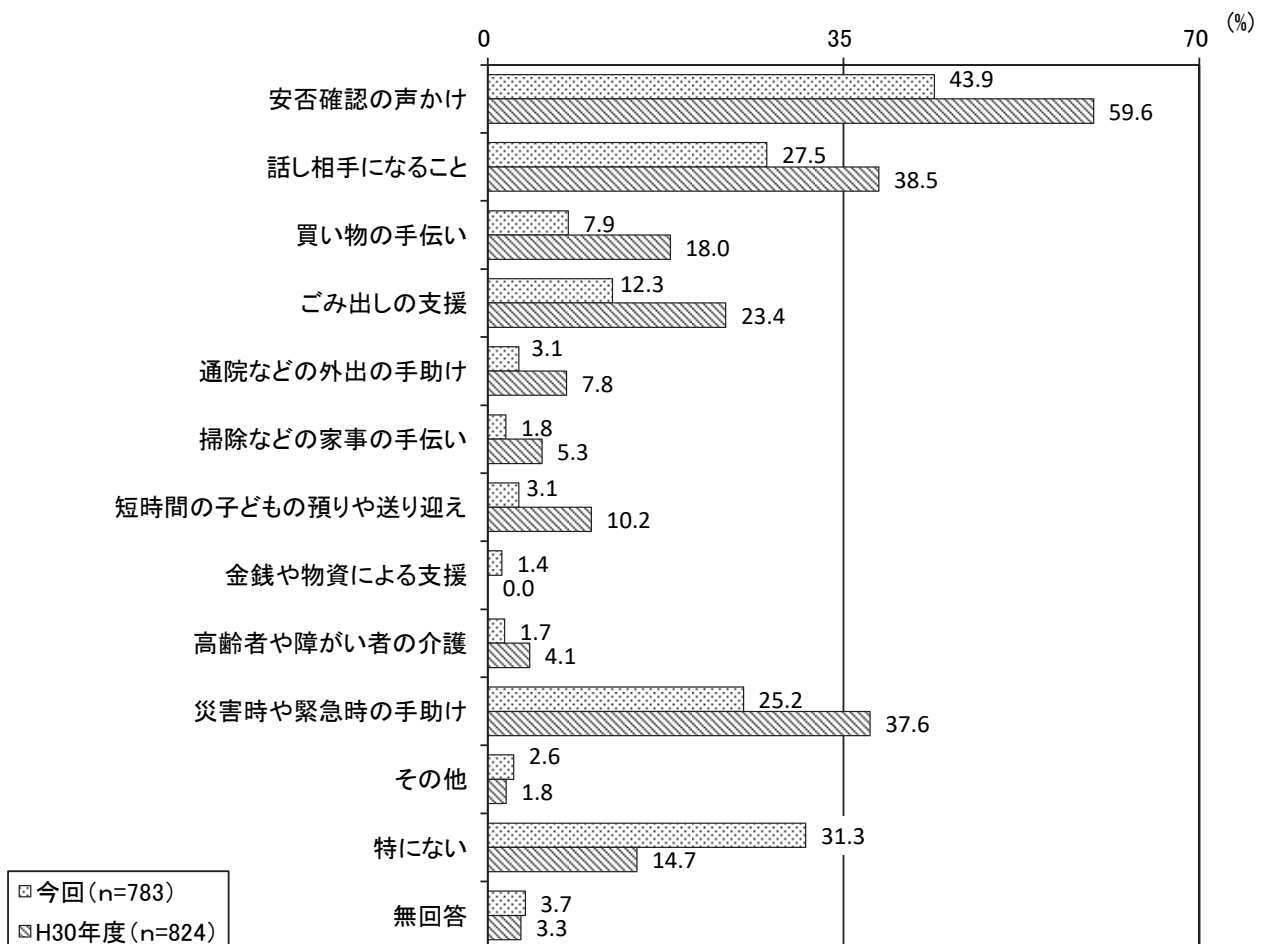
【居住形態×近所付き合いの程度】

	上段 (人) 下段 (%)	問 ふだん近所の人との程度付き合いをされていますか					
		家族ぐるみで 付き合いがある	留守をするとき などに用が頼める	たまに立ち話を する程度	会えばあいさつを 交わす程度	特にない	ほとんど顔も 知らない
全体（無回答者除く）	760	74	55	234	333	37	27
	100.0	9.7	7.2	30.8	43.8	4.9	3.6
持ち家（一戸建て）	681	73	55	225	289	27	12
	100.0	10.7	8.1	33.0	42.4	4.0	1.8
貸家（一戸建て）	12	0	0	1	9	1	1
	100.0	0.0	0.0	8.3	75.0	8.3	8.3
分譲マンション	5	1	0	1	3	0	0
	100.0	20.0	0.0	20.0	60.0	0.0	0.0
貸家住宅 （アパート・マンション）	43	0	0	3	26	2	12
	100.0	0.0	0.0	7.0	60.5	4.7	27.9
公営住宅	5	0	0	0	3	2	0
	100.0	0.0	0.0	0.0	60.0	40.0	0.0
社宅・寮	4	0	0	2	0	1	1
	100.0	0.0	0.0	50.0	0.0	25.0	25.0
その他	9	0	0	1	3	4	1
	100.0	0.0	0.0	11.1	33.3	44.4	11.1

(5) 隣近所での助け合いについて

隣近所で、何らかの課題を抱えている家庭があった場合にできる手助けについてみると、平成30年度調査に比べ、「安否確認の声かけ」「話し相手になること」「買い物の手伝い」「ごみ出しの支援」など、各項目において、割合の減少がみられる一方で、「特にない」が16.6ポイント増加しています。

【隣近所で何らかの課題を抱えている家庭があった場合、手助けできることはありますか(MA)】

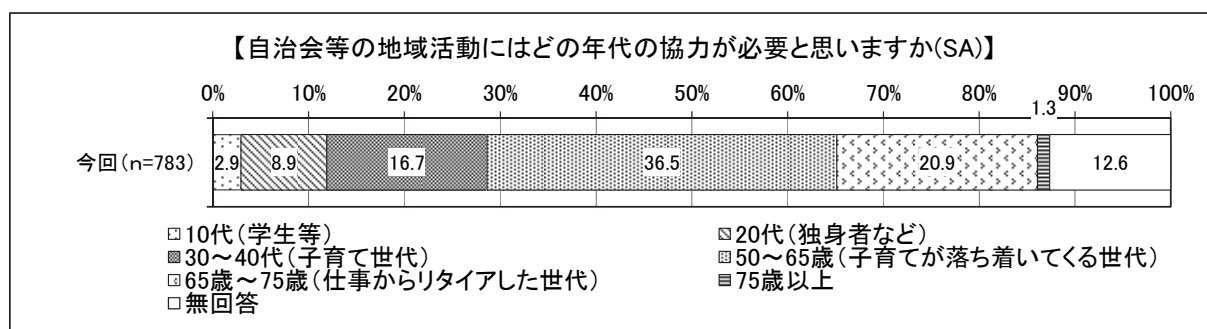
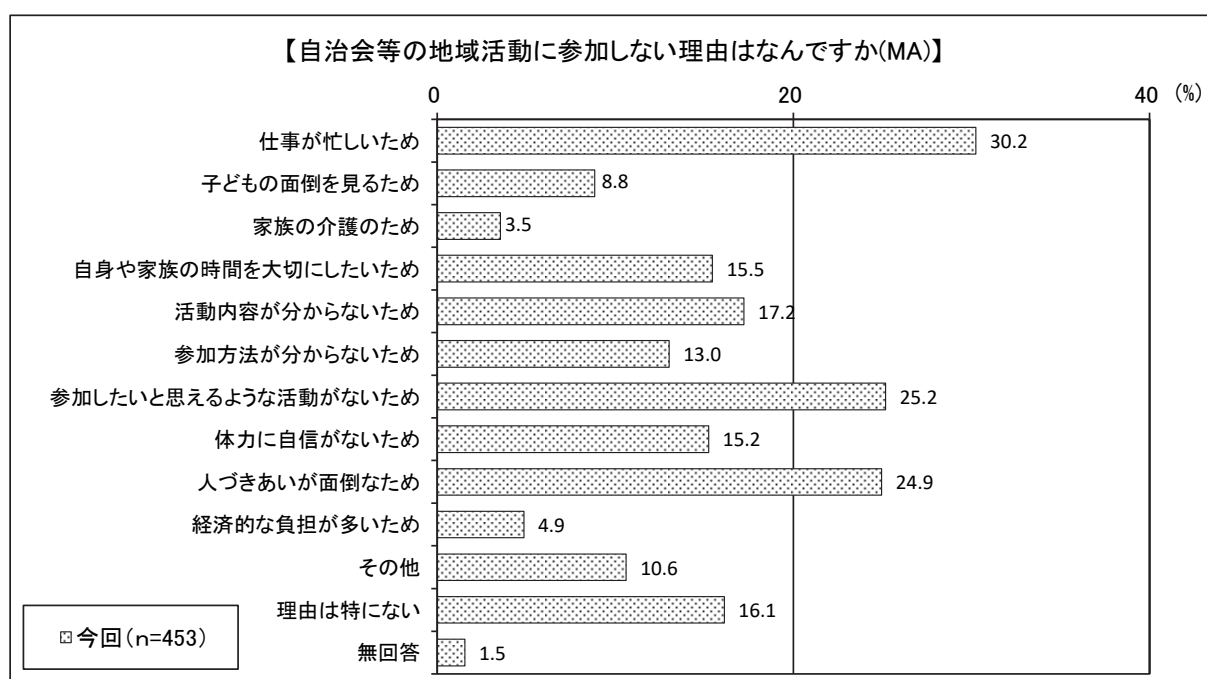
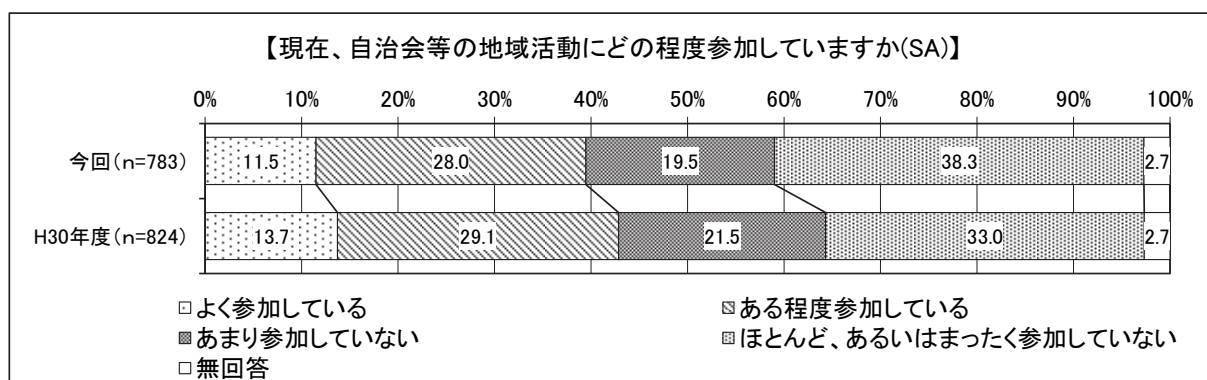


(6) 自治会等の地域活動について

自治会等の地域活動への参加についてみると、「ほとんど、あるいはまったく参加していない」が38.3%と最も高く、次いで「ある程度参加している」が28.0%となっています。

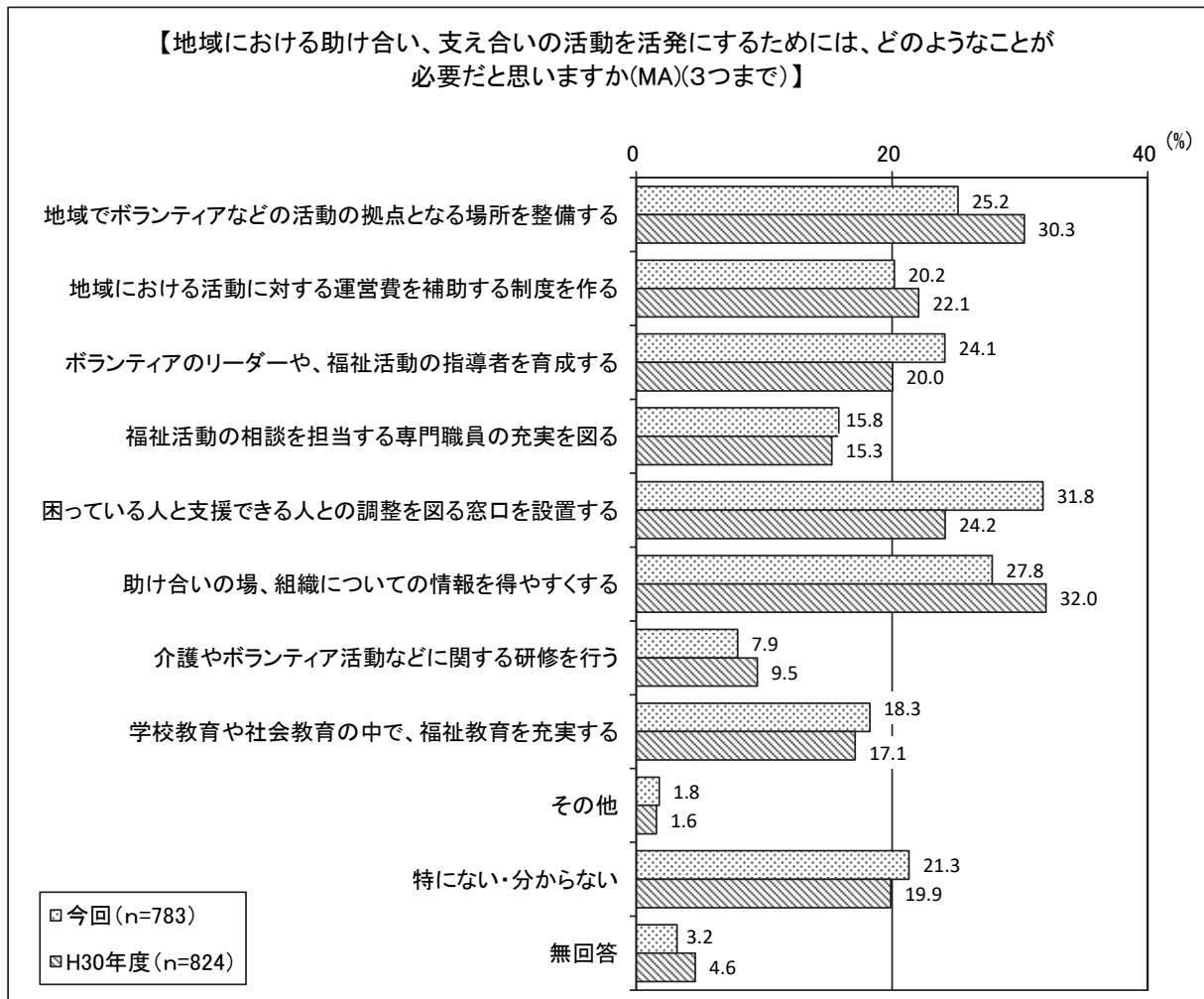
自治会等の地域活動に参加しない理由についてみると、「仕事が忙しいため」が30.2%で最も高く、次いで「参加したいと思えるような活動がないため」が25.2%、「人づきあいが面倒なため」が24.9%となっています。

自治会等の地域活動に協力が必要だと思う年代では「50～65歳（子育てが落ち着いてくる世代）」が36.5%で最も高く、次いで「65歳～75歳（仕事からリタイアした世代）」が20.9%となっています。



(7) 地域における助け合い、支え合いの活動を活発にするために必要なことについて

地域における助け合い、支え合いの活動を活発にするために必要だと思うことについてみると、「困っている人と支援できる人との調整を図る窓口を設置する」が31.8%と最も高く、次いで「助け合いの場、組織についての情報を得やすくする」が27.8%、「地域でボランティアなどの活動の拠点となる場所を整備する」が25.2%となっています。平成30年度調査との比較では、「困っている人と支援できる人との調整を図る窓口を設置する」が7.6ポイント増加しています。

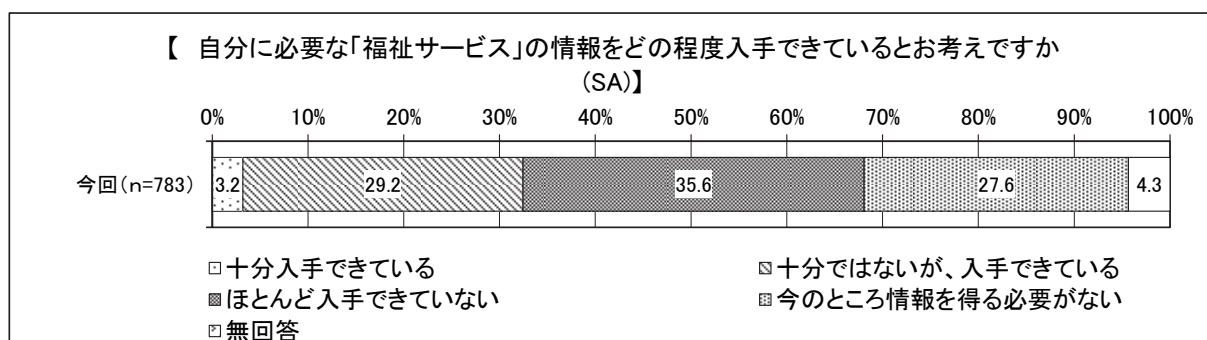


(8) 自分に必要な「福祉サービス」の情報の入手について

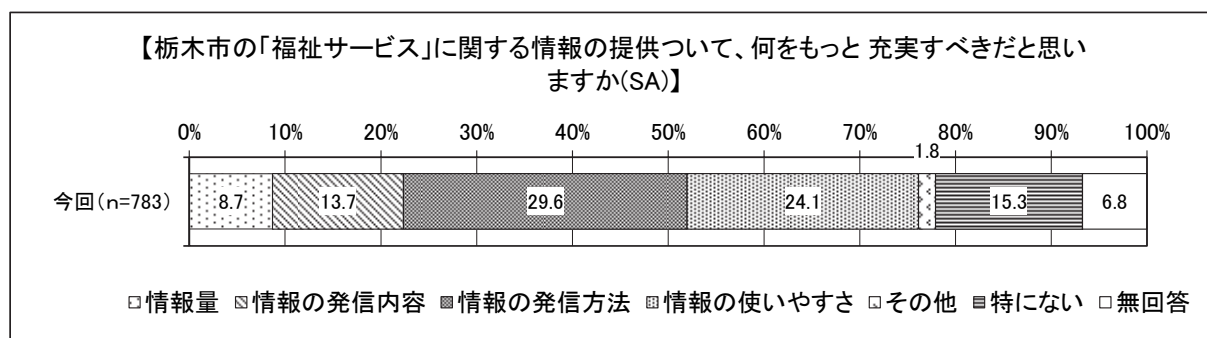
自分に必要な「福祉サービス」の情報をどの程度入手できているかについてみると、「十分入手できている」が3.2%、「十分ではないが、入手できている」が29.2%、「ほとんど入手できていない」が35.6%、「今のところ情報を得る必要がない」が27.6%となっています。

年代別にみると、年代が低くなるにつれて、「ほとんど入手できていない」割合が高くなっている傾向にあります。

情報提供で充実すべきことについてみると、「情報の発信方法」が29.6%で最も高く、次いで「情報の使いやすさ」が24.1%となっています。

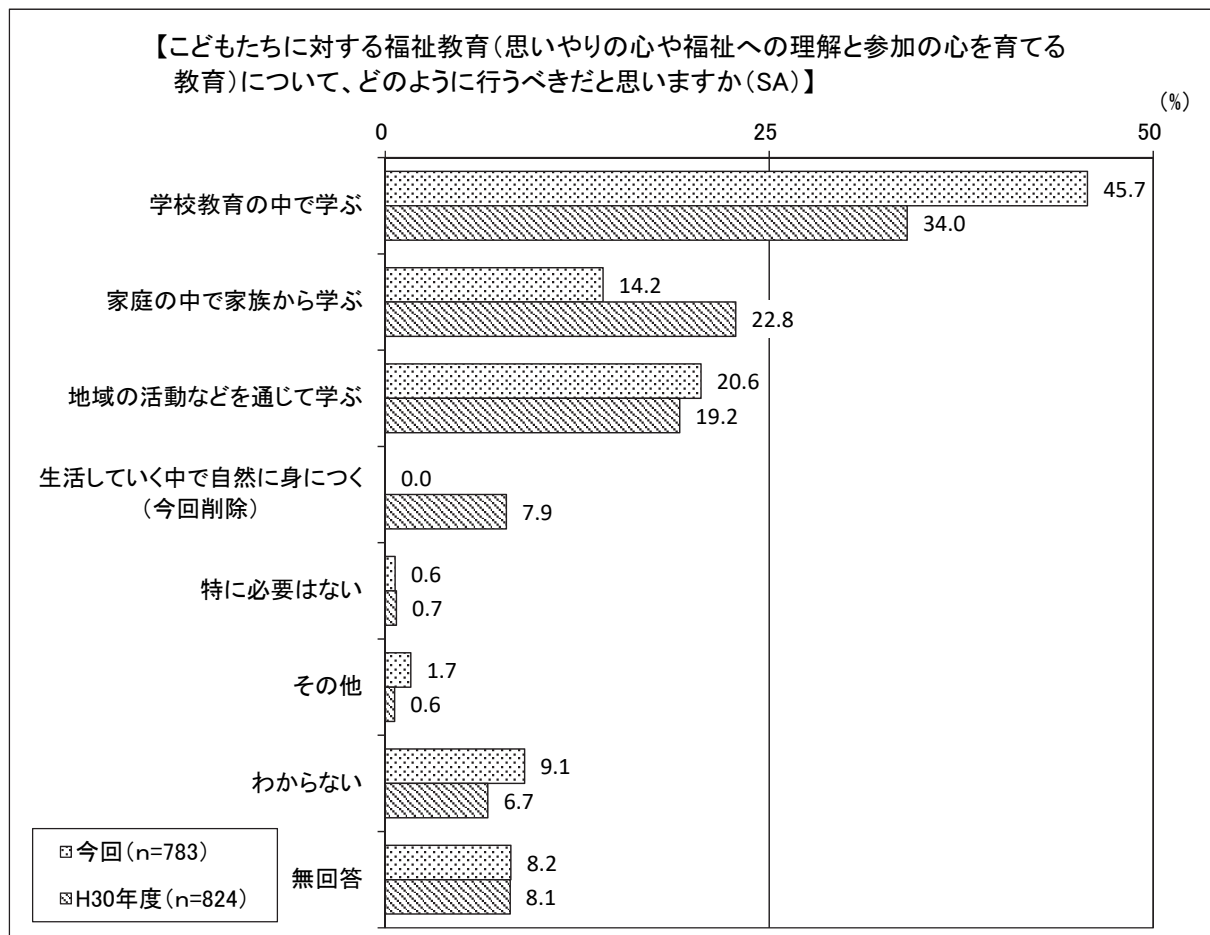


【年齢別】	単位(人、%)	問 自分に必要な「福祉サービス」の情報をどの程度入手できているとお考えですか。				
		十分入手できている	十分ではないが、入手できている	ほとんど入手できていない	今のところ情報を得る必要がない	無回答
全体	783	25	229	279	216	34
	100.0%	3.2%	29.2%	35.6%	27.6%	4.3%
10歳代	14	0.0%	28.6%	57.1%	14.3%	0.0%
20歳代	36	2.8%	13.9%	47.2%	33.3%	2.8%
30歳代	81	3.7%	27.2%	43.2%	24.7%	1.2%
40歳代	106	0.9%	24.5%	35.8%	36.8%	1.9%
50歳代	102	5.9%	24.5%	34.3%	32.4%	2.9%
60歳代	179	1.7%	31.3%	36.9%	27.9%	2.2%
70歳代	152	3.3%	27.6%	35.5%	26.3%	7.2%
80歳代以上	99	4.0%	45.5%	25.3%	15.2%	10.1%



(9) 福祉教育について

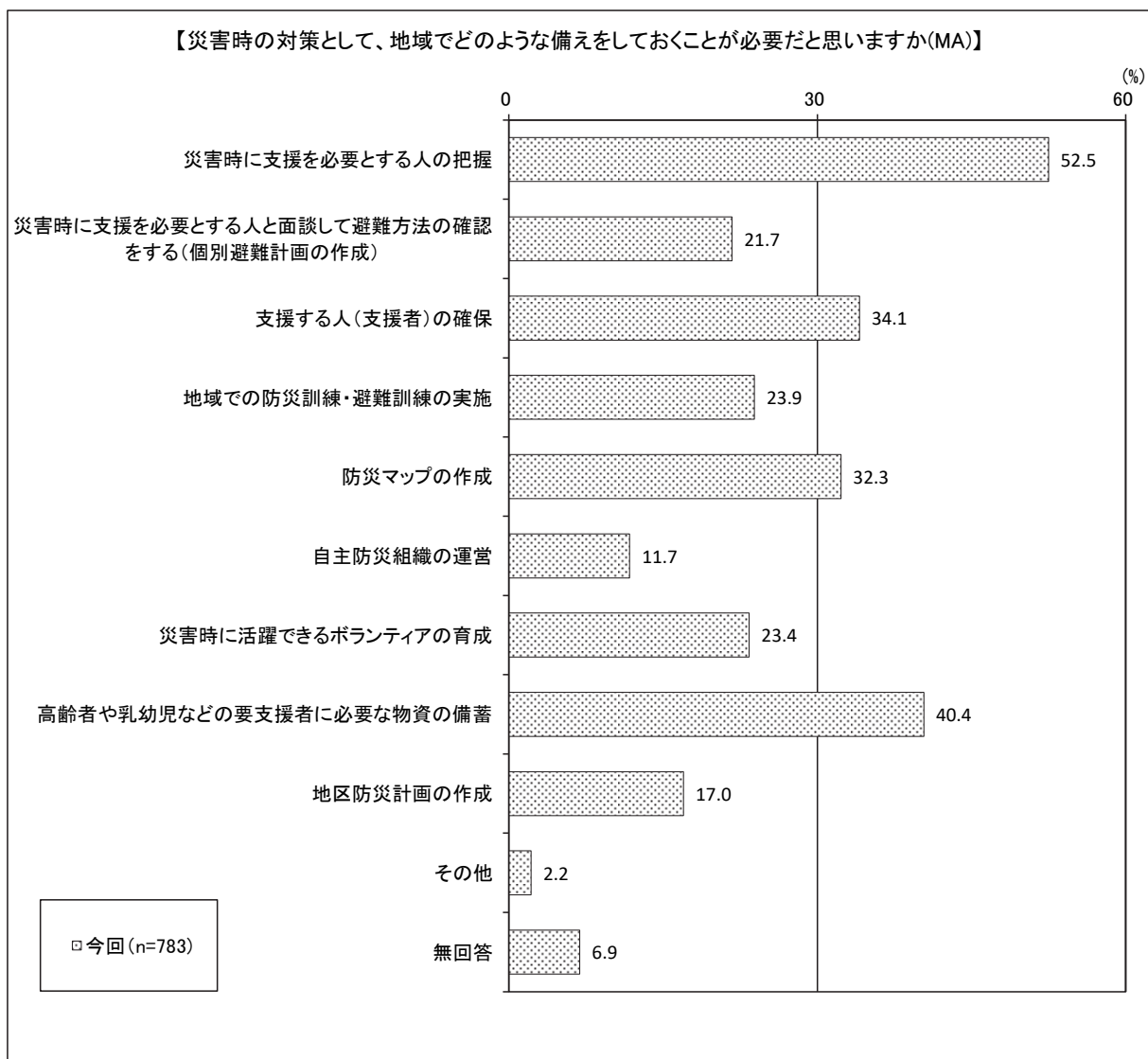
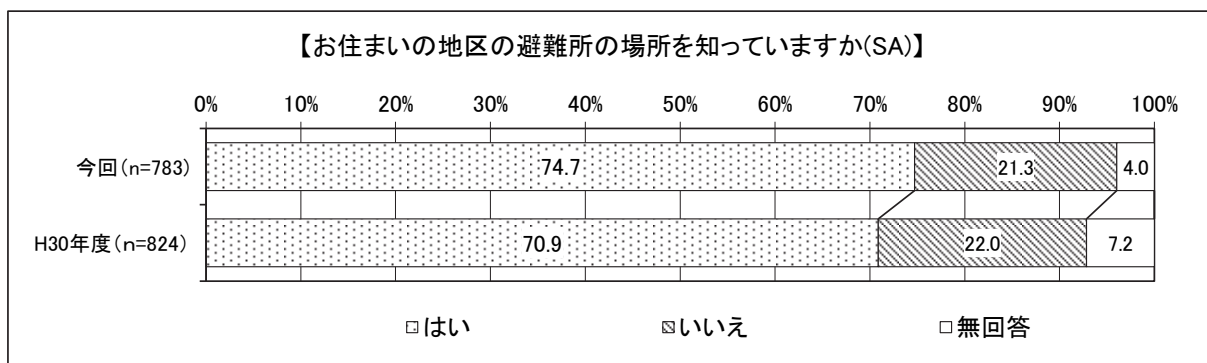
こどもたちに対する福祉教育をどのように行うべきかについてみると、「学校教育の中で学ぶ」が45.7%と最も高く、次いで「地域の活動などを通じて学ぶ」が20.6%、「家庭の中で家族から学ぶ」が14.2%となっています。平成30年度調査との比較では、今回調査で削除した選択肢がありますが、「家庭の中で家族から学ぶ」が8.6ポイント減少し、「学校教育の中で学ぶ」が11.7ポイント増加しています。



(10) 災害時等への備えについて

住んでいる地区の避難所の場所を知っているかについてみると、「はい」が74.7%、「いいえ」が21.3%となっています。

災害時の対策として、地域で備えておくことが必要だと思うことでは、「災害時に支援を必要とする人の把握」が52.5%と最も高く、次いで「高齢者や乳幼児などの要支援者に必要な物資の備蓄」が40.4%、「支援する人（支援者）の確保」が34.1%となっています。



(11) 日々の暮らしについて

日々の暮らしについて各地域の状況をみると、「①住みやすい地域だと思う」について、市全体では71.6%の人が「思う」と回答しており、地域別では『栃木東部』で82.9%と市全体より10ポイント以上高くなっています。『栃木東部』では「③こどもから高齢者まで住民による交流が活発だ」「⑧住民が気軽に集える場所がある」についても地域別で最も割合が高くなっています。

同様に、『栃木西部』では「②あいさつや世間話を交わすなど近隣関係が良好だ」「④手助けや見守りが必要な人が多い」、『藤岡地域』では「⑪食料品や日用品の買い物で不便や苦労がある」、『西方地域』では「⑤地域における支え合い活動が展開されている」「⑥困ったときにはみんなで助けあう雰囲気がある」「⑨周辺施設が高齢者や障がい者の利用に配慮されてる」と「思う」人の割合が高くなっています。

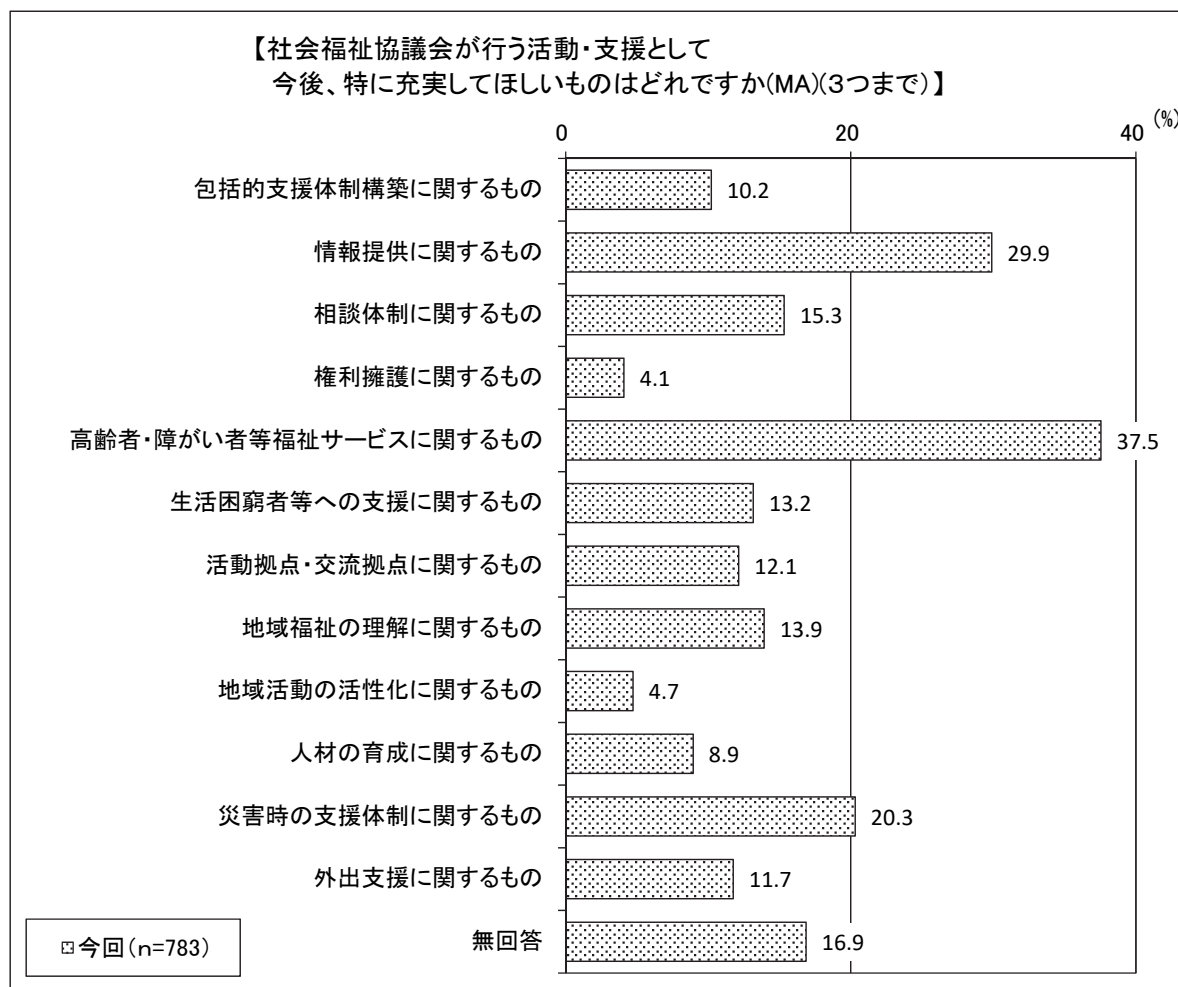
(単位：%)

「思う」の割合 (「そう思う」と 「まあそう思う」の 合計)	①住みやすい地域だと思う	②あいさつや世間話を交わすなど近隣関係が良好だ	③こどもから高齢者まで住民による交流が活発だ	④手助けや見守りが必要な人が多い	⑤地域における支え合い活動が展開されている	⑥困ったときにはみんなで助けあう雰囲気がある	⑦地域における子育て機能が充実している	⑧住民が気軽に集える場所がある	⑨周辺施設が高齢者や障がい者の利用に配慮されてる	⑩防災・防犯・交通などの安全対策が充実している	⑪食料品や日用品の買い物で不便や苦労がある
市全体	71.6	72.9	21.5	15.8	18.8	35.5	18.0	28.4	18.8	20.4	27.5
栃木中央(n=240) (栃木地区)	79.2	66.7	17.1	17.1	17.5	35.0	20.0	22.9	18.8	24.2	12.9
栃木東部(n=76) (大宮、国府)	82.9	76.3	30.3	10.5	22.4	35.5	15.8	39.5	21.1	21.1	23.7
栃木西部(n=64) (皆川、吹上、寺尾)	62.5	82.8	18.8	26.6	15.6	32.8	9.4	25.0	18.8	25.0	37.5
大平地域(n=129)	75.2	72.9	18.6	10.1	21.7	31.0	22.5	27.9	20.2	17.1	20.2
藤岡地域(n=79)	58.2	68.4	26.6	16.5	10.1	39.2	11.4	27.8	8.9	15.2	49.4
都賀地域(n=67)	64.2	80.6	25.4	14.9	23.9	31.3	22.4	31.3	17.9	16.4	34.3
西方地域(n=30)	66.7	80.0	23.3	20.0	30.0	46.7	16.7	30.0	30.0	20.0	46.7
岩舟地域(n=8)	73.5	75.9	24.1	18.1	19.3	44.6	14.5	34.9	22.9	18.1	41.0

※各設問に対し、上位1地域に色付け

(12) 社会福祉協議会の活動・支援として今後、特に充実してほしいものについて

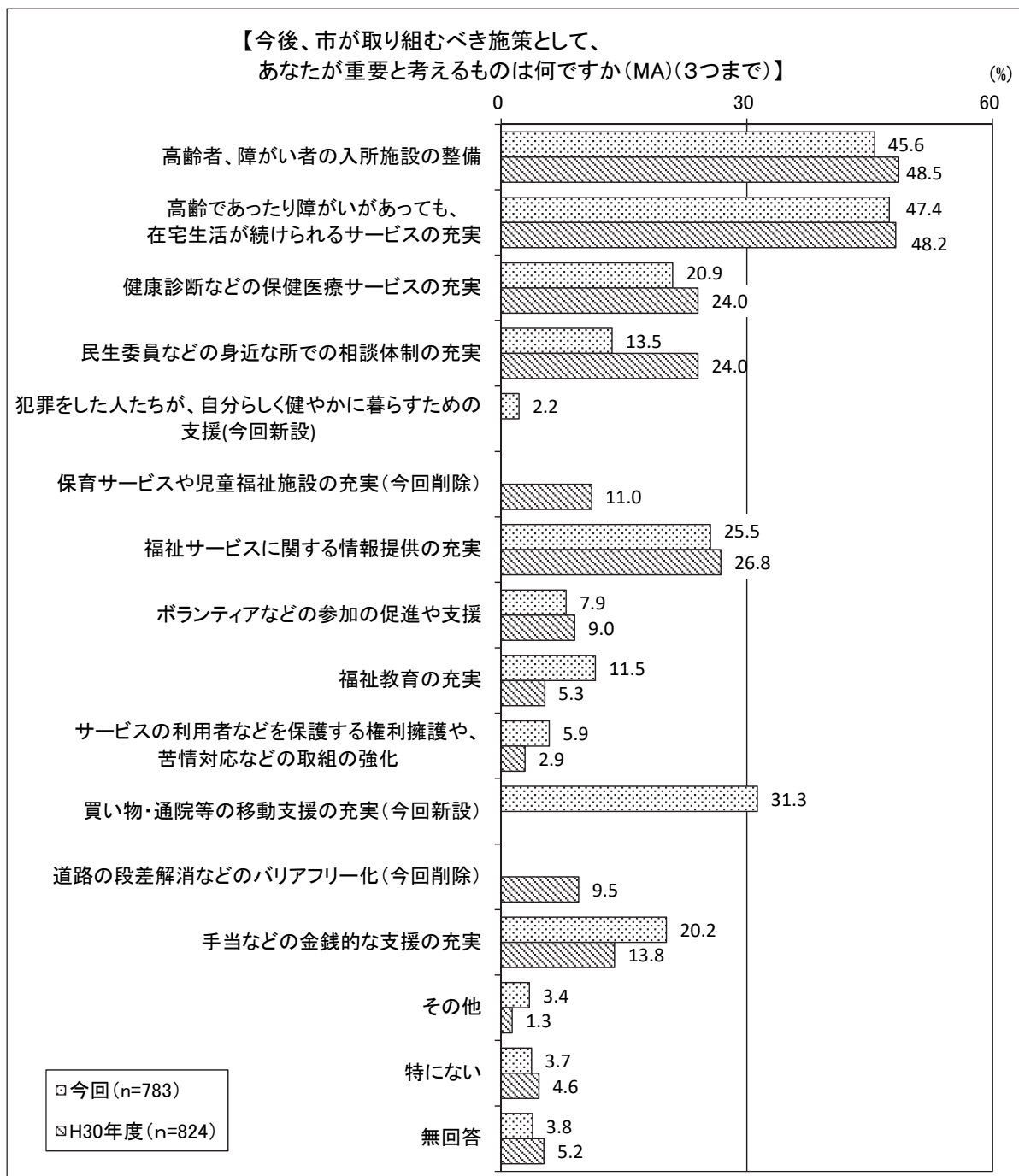
社会福祉協議会が行う活動・支援として今後、特に充実してほしいものについてみると、「高齢者・障がい者等福祉サービスに関するもの（住民参加型在宅福祉サービス、福祉機器等貸出など）」が37.5%と最も高く、次いで「情報提供に関するもの（広報紙の発行、ガイドブックの発行、ホームページの活用など）」が29.9%、「災害時の支援体制に関するもの（災害ボランティアセンターの運営、災害ボランティアの養成など）」が20.3%となっています。



(13) 市が今後取り組むべき施策として重要と考えるものについて

市が今後取り組むべき施策として重要と考えるものについてみると、「高齢であつたり障がいがあつても、在宅生活が続けられるサービスの充実」が47.4%と最も高く、次いで「高齢者、障がい者の入所施設の整備」が45.6%、「買い物・通院等の移動支援の充実」が31.3%となっています。

平成30年度調査との比較では、今回調査で削除や新設した選択肢がありますが、「民生委員などの身近なところでの相談体制の充実」では10.5ポイント減少、「福祉教育の充実」では6.2ポイント、「手当などの金銭的な支援の充実」では6.4ポイントの増加がみられます。



3 第2期計画の進捗状況

第2期計画における市及び市社会福祉協議会（市社協）の取組について、活動目標ごとに設定する評価指標により、進捗状況を取りまとめました。

（1）活動目標1 包括的な支援体制の基盤づくり

活動目標1では、3つの活動方針に対して市で7つ、市社協で9つの評価指標を設け進捗管理を行いました。令和5年度においては、【活動方針1：多機関協働による包括的支援体制の充実】で「複合課題を抱える相談件数」の1指標、【活動方針2：情報提供、相談体制の充実】で「ガイドブックの見直し」の1指標、【活動方針3：権利擁護体制の充実】で「成年後見制度普及に向けた制度説明会」「普及啓発事業（講演会）参加人数」「出前講座参加人数」の3指標においてそれぞれ目標達成率が50%以下となりました。

活動方針		評価指標	R5 目標	R5 実績	R5 達成率
1	多機関協働による 包括的支援体制の充実	支え合い活動を実施する自治会数（自治会）	18	13	72%
		複合課題を抱える相談件数（件）	50	14	28%
		地区懇談会開催回数（回）	18	31	172%
2	情報提供、相談体制の 充実	障がい児者相談支援件数（件）	4,400	2,978	68%
		ふくびーだより発行回数（回）	6	6	100%
		ガイドブックの見直し（回）	1	0	0%
		法律相談件数（件）	130	109	84%
		司法書士専門相談件数（件）	40	30	75%
3	権利擁護体制の充実	成年後見制度に関する相談件数（件）	208	503	242%
		成年後見制度普及に向けた制度説明会（回）	13	3	23%
		虐待防止に関する啓発回数（回）	11	11	100%
		配偶者からの暴力に関する相談件数（件）	353	831	235%
		成年後見サポートセンター相談件数（件）	210	224	107%
		普及啓発事業（講演会）参加人数（人）	300	100	33%
		出前講座参加人数（人）	485	114	24%
		市民後見人養成講座受講者数（人）	30	31	103%

※表の見方

- ・評価指標のうち、グレーの網掛けのあるものは市社協の指標となります。
- ・R5達成率は、R5目標に対するR5実績の割合で、50%以下の場合、黒い網掛けがあります。

(2) 活動目標2 共に助け合い、支え合う地域づくり

活動目標2では、4つの活動方針に対して市で5つ、市社協で12の評価指標を設け進捗管理を行いました。令和5年度においては、【活動方針3：生活困窮者等への支援の充実】で「高等学校等進学者数」「自立相談支援・家計プラン作成件数」の2指標、【活動方針4：活動拠点、交流拠点の充実】で「障がい児子育てサロン参加人数」の1指標においてそれぞれ目標達成率が50%以下となりました。

なお、「スクールガード配置数」は、令和5年度に名簿の見直しを行った際に、個人情報の関係で活動はするものの名簿記載を拒んだ人がおり、正確な数値を把握することができなくなったため評価対象外としています。また、「まなごサロン参加人数」は、サロンが廃止となったため、評価対象外としています。

活動方針		評価指標	R5 目標	R5 実績	R5 達成率
1	声かけあいさつ運動の推進	スクールガード配置数（人）	2,544	—	—
		ふくびーだより「声かけのスローガン」掲載回数（回）	6	6	100%
2	高齢者・障がい者等福祉サービスの充実	地域包括ケア推進会議の開催（回）	3	2	67%
		在宅医療・介護連携推進会議の開催（回）	6	6	100%
		ふれあい在宅福祉サービス派遣回数（回）	460	1,176	256%
		車いす貸出回数（回）	300	335	112%
		車いす移送車貸出回数（回）	445	351	79%
		事業所交流・学習会の開催数（回）	6	4	67%
3	生活困窮者等への支援の充実	高等学校等進学者数（人）	4	2	50%
		自立相談支援事業相談件数（件）	340	261	77%
		自立相談支援・家計プラン作成件数（件）	38	13	34%
		緊急一時支援事業支援回数（回）	430	601	140%
4	活動拠点、交流拠点の充実	市民向け講座の数（講座）	1,786	1,566	88%
		まなごサロン参加人数（人）	120	廃止	—
		親子ふれあいサロン参加人数（人）	500	565	113%
		障がい児子育てサロン参加人数（人）	450	204	45%
		コミュニティカフェ参加人数（人）	1,500	3,563	238%

※表の見方

- ・評価指標のうち、グレーの網掛けのあるものは市社協の指標となります。
- ・R5達成率は、R5目標に対するR5実績の割合で、50%以下の場合、黒い網掛けがあります。

(3) 活動目標3 地域福祉を支える人づくり

活動目標3では、3つの活動方針に対して市で5つ、市社協で10の評価指標を設け進捗管理を行いました。令和5年度においては、【活動方針1：地域福祉の理解の促進】で「地域包括ケアシステム講座の開催」「ふれあい交流事業の参加人数」の2指標、【活動方針3：人材の育成】で「各種ボランティア養成講座受講者数」「大学生等受入人数」の2指標においてそれぞれ目標達成率が50%以下となりました。

活動方針		評価指標	R5 目標	R5 実績	R5 達成率
1	地域福祉の理解の促進	福祉に関する出前講座開催数（回）	37	36	97%
		地域包括ケアシステム講座の開催（回）	20	6	30%
		小中学校等への職員等派遣回数（回）	60	52	87%
		ふれあい交流事業の参加人数（人）	100	49	49%
2	地域活動の活性化	はつらつセンター実施団体数（団体）	165	153	93%
		いきいきサロン実施箇所数（箇所）	171	158	92%
		地区社会福祉協議会連絡会参加人数（人）	17	16	94%
		福祉団体やボランティア団体への補助団体数（団体）	60	45	75%
		各当事者団体への派遣職員数（人）	8	13	163%
3	人材の育成	市民活動推進センターくらら登録団体数（団体）	320	243	76%
		地域福祉サポーター養成講座受講者数（人）	30	65	217%
		ボランティアセンター登録人数（人）	209	120	57%
		ボランティアセンター登録団体（団体）	216	189	88%
		各種ボランティア養成講座受講者数（人）	350	152	43%
		大学生等受入人数（人）	10	5	50%

※表の見方

- ・評価指標のうち、グレーの網掛けのあるものは市社協の指標となります。
- ・R5達成率は、R5目標に対するR5実績の割合で、50%以下の場合、黒い網掛けがあります。

(4) 活動目標4 誰もが安心して暮らすことができる環境づくり

活動目標4では、3つの活動方針に対して市で6つ、市社協で6つの評価指標を設け進捗管理を行いました。令和5年度においては、各活動方針において目標達成率が50%以下の指標はありませんでした。

「地域支え合い活動スタートアップ事業補助団体数」については、補助金審査委員会より継続的な補助金のあり方について検討がなされ、令和4年度をもって補助金は廃止となっています。

また、「災害ボランティアセンター設置運営マニュアルの見直し回数」については、令和2年度、令和3年度において見直しが行われており、目標値が「0」となっています。

また、「保険料助成人数（災害ボランティア活動保険）」については、近年の保険加入の方法がインターネット（保険料は口座振替）を経由した方法が主となってきていることにより、助成することの平等性を図れないことから令和4年度をもって廃止となっています。

活動方針		評価指標	R5 目標	R5 実績	R5 達成率
1	安心・安全なまちづくりの推進	栃木駅周辺パトロール回数（回）	12	14	117%
		地域支え合い活動スタートアップ事業補助団体数（団体）	3	廃止	—
		地区社会福祉協議会役員研修会参加人数（人）	50	89	178%
		ふれあい在宅福祉サービス協会会員数（人）	90	92	102%
2	災害時の支援体制の強化	自主防災組織の組織数（組織）	101	68	67%
		災害ボランティア支援委員会開催数（回）	1	1	100%
		災害ボランティアセンター設置運営マニュアルの見直し回数（回）	0	0	—
		保険料助成人数（災害ボランティア活動保険）（人）	50	廃止	—
3	外出支援の充実	福祉タクシー利用券交付者数（人）	7,700	5,990	78%
		コミュニティバス（ふれあいバス）利用者数（人）	190,000	219,248	115%
		デマンドタクシー（蔵タク）利用者数（人）	45,000	42,635	95%
		障がい者等移送サービス派遣回数（回）	650	692	106%

※表の見方

- ・評価指標のうち、グレーの網掛けのあるものは市社協の指標となります。
- ・R5達成率は、R5目標に対するR5実績の割合で、50%以下の場合、黒い網掛けがあります。

4 地域福祉をめぐる本市の主な課題

(1) 地域の超少子高齢化への対応

本市の合計特殊出生率は、国や県を大きく下回っており、その差は徐々に拡大しています。また、令和6年の市全体の高齢化率は32.7%となっており、75歳以上の高齢者のひとり暮らしや75歳以上の夫婦のみ世帯が増加傾向にあります。

地区別に高齢化率をみると、「寺尾地区」46.7%、「藤岡地域」38.5%、「皆川地区」37.2%などと高齢化率が高い地区がみられます。

アンケート調査における自由意見では超少子高齢化等を背景として、「過疎化が進み、買い物をするお店もなくなる」「移動手段がなく不自由している」「空き家が荒れ放題になっている」「田畑が放置されている」「高齢者のみ世帯が増えてごみ出しボランティアが足りない」「自治会が不活性化している」などといった意見が挙げられています。

団塊ジュニアが65歳以上となる2040年（令和22年）には、市全体の高齢化率が37.5%となると推計されており、高齢化率の上昇が見込まれています。

今後は、それぞれの地域の実情に鑑み、地域住民や地域の多様な主体の参画のもと、地域について共に考え、地域を共に創っていくことが必要と考えられます。

(2) 地域活動の活発化

アンケート調査結果では、自治会等の地域活動へある程度以上参加している人の割合は約4割で、そのうち約9割の人は自治会の活動への参加となっています。

自治会以外の地域活動への参加状況では、30代、40代ではこども会の活動、50代、60代ではスポーツの活動、70代、80代では老人クラブの活動への参加が比較的多くなっています。

参加しない理由では、20～50代では「仕事が忙しいため」が多くなっていますが、60代、70代では「参加したいと思えるような活動がないため」が多くなっています。

今後の地域活動の活発化に向けては、60代、70代が中心となり、同世代の人が参加したいと思える新たな活動を立ち上げ、始動する、そのような機運を醸成するとともに、仲間づくりやノウハウの習得、財政的支援などを進めていくことが必要と考えられます。

(3) 地域における助け合い、支え合い活動の活発化

アンケート調査結果では、隣近所での支え合い・助け合いに関し、安否確認の声かけや話し相手になることなど各項目について、「できる」の割合が平成30年度の調査時より減少しています。共働きの増加や定年の延長といったライフスタイルの変化や、新型コロナウイルス感染症の影響等により、隣近所での支え合いや助け合いができにくくなっていることが考えられます。

このような状況の中、地域における助け合い、支え合い活動の活発化に必要なこととし

ては、「困っている人と支援できる人との調整を図る窓口を設定する」の割合が約3割で最も高く、平成30年度調査より7.6ポイント増加しており、困っている人を支援できる人につなげる相談支援機能の充実が求められていると考えられます。

本市においては、令和4年度より重層的支援体制整備事業を開始し、相談支援、参加支援、地域づくり支援の一体的な推進を進めています。相談支援機能の充実に向けては、属性を問わない相談の受け止めや、多機関へのつなぎ、連携体制の強化を進めています。

一方、第2期計画の進捗状況の評価においては、複合課題を抱える相談件数や自立相談支援・家計プラン作成件数が目標値の50%以下となっています。

今後は、地域住民との連携や積極的なアウトリーチ、分かりやすい情報提供などを通じ、困っている人を相談窓口につなげるとともに、1つの支援機関では対応が難しい複合的な課題解決等に向けては、支援機関同士の連携を強化し、多機関協働による支援を充実させていくことが必要と考えられます。

(4) 福祉サービスに関する情報提供の充実

アンケート調査結果では、自分に必要な「福祉サービス」の情報入手について、「今のところ情報を得る必要がない」と考えている人を除くと、約5割の人が「ほとんど入手できていない」と回答しており、社会福祉協議会の活動・支援として今後、特に充実してほしいものでも「情報提供に関するもの」が約3割と高くなっています。

自由意見においても「福祉の情報が入らない」「公的サービスの情報が入らない」「福祉についての知識がない」といったような意見が見られました。

福祉サービスに関する情報提供については、「ふくぴーだより」の年6回の全戸配布や相談窓口、活動拠点、交流拠点における情報発信、出前講座の実施等を行っていますが、第2期計画の評価では、相談件数や交流拠点への参加者数、講演会、講座等への参加者数において目標値の50%以下のものがみられます。

アンケート調査結果では、情報提供で充実すべきこととして、「情報の発信方法」「情報の使いやすさ」の割合が高くなっています。ホームページ等による情報発信の場合、知りたい情報へのアクセスが難しいことや、スマートフォンやパソコンの操作方法自体が難しいことも考えられることから、福祉まつり等の事業で当事者と交流を図るなど、情報を届ける仕組みの構築が必要と考えられます。

(5) アウトリーチの充実

本市においては、介護の必要な人、知的障がいや精神障がいのある人、児童虐待の相談件数等が増加傾向にあるほか、アンケート調査結果においても認知症の人、ひとり親家庭の人、経済的に困窮している人、ひきこもり状態にある人など、支援が必要と考えられる人を確認しています。

高齢者のみ世帯の増加や近所付き合いが希薄化する中で、福祉サービスによる支援や近隣住民による見守り・助け合いが行き届きにくい状況も考えられます。

積極的に対象者の居る場所に出向いて働きかけることや、家庭や学校等への訪問支援、当事者が出向きやすい場所での相談会の開催、地域におけるニーズ発見の場や関係づくりなど、様々な形で、必要な人に必要なサービスと情報を届けるアウトリーチの取組が重要と考えられます。

（６）災害時等への準備

アンケート調査結果では、住んでいる地区の避難所の場所について約２割の人が「知らない」と回答しています。

災害時の対策として、地域で備えておくことが必要だということでは、「災害時に支援を必要とする人の把握」が約５割と最も高く、次いで「高齢者や乳幼児などの要支援者に必要な物資の備蓄」が約４割、「支援する人（支援者）の確保」が約３割と高くなっています。

本市においては、災害発生時の避難行動に特に支援が必要な人（避難行動要支援者）の名簿（避難行動要支援者名簿）を作成しており、安否確認や避難支援を行うための仕組みを行っています。

今後は、自主防災組織の育成を進めるとともに、個別の避難支援計画の策定を進めていく必要があると考えられます。

5 課題を踏まえた重点的取組

(1) 包括的な支援体制の整備

社会福祉法の第106条の3において、市町村は重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域共生社会の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとされています。

本市においては、全世代型地域包括ケアシステムを計画的に第1層から第2層へ、そして第3層を包含する包括的に構築し、実践を踏まえながら、個別のニーズに的確に対応できるシステムへと構築していきます。

全世代型地域包括ケアシステムモデル

全世代型地域包括ケアシステムの実践方法（当事者・住民参加）

ニーズ発見システム（アウトリーチ）

【自助方式】 個人・家族等

相談・申請
成年後見
民生委員
児童委員等

【互助方式】 自治会等

自治会（班）
シニアクラブ等

【共助方式】 日常生活圏域

地域自治区
地区社協
社会福祉法人
医療法人
NPO 法人 等

【公助方式】 市全体

市、公的機関

ニーズ検討システム（アセスメント）

福祉総合相談支援センター

- ・地域包括支援センター
- ・社会福祉協議会
- ・福祉事務所
- ・保健福祉センター
- ・児童家庭相談室
- ・障がい児者相談支援センター
- *連携・調整・統合

部 会 （必要に応じて）

- ・高齢者
- ・障がい者
- ・こども
- ・生活困窮 等

ニーズを分類・サービス方式設計

- | | | | | | |
|------|---|-----|------|---|----|
| 自助方式 | — | 家族 | 互助方式 | — | 近隣 |
| 共助方式 | — | 協議体 | 公助方式 | — | 市 |

ニーズ解決システム（介入）

【自助方式】

個人・家族・親族等

【互助方式】

- ・自治会
- ・ボランティア
- ・シニアクラブ等

【共助方式】

- ・自助・互助・共助・公助関係者
- ・連絡・調整・統合・創造

【公助方式】

連絡・調整・統合
政策立案

サービス例

民間サービス
家族・親族等

地域支え合い
見守り等

社会保障
社会保障以外のサービス

医療・保健・介護・福祉・住まい等

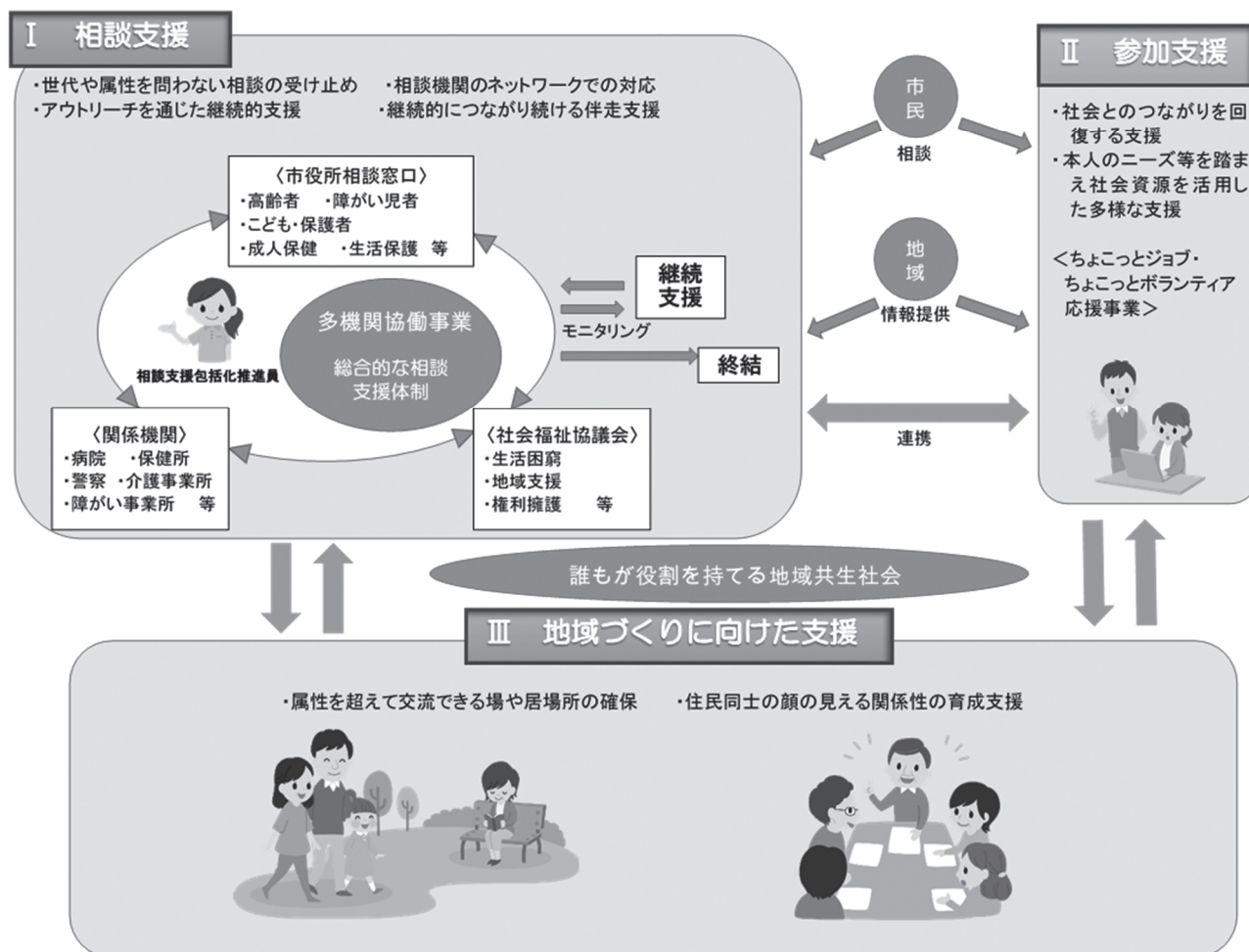
(2) 重層的支援体制整備事業

重層的支援体制整備事業は、社会福祉法の第106条の4第2項において、対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施することにより、地域住民の複雑・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備することを目的とされています。

本市においては、重層的支援体制整備事業として、包括的相談支援事業、地域づくり事業、多機関協働事業・アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、参加支援事業の各取組を一体的に推進しています。

栃木市重層的支援体制整備事業 支援フロー図

福祉総合相談支援センターのしくみ(当事者・住民参加)



■本市における重層的支援体制整備事業 概要（令和6年度末現在）

I 相談支援（包括的相談支援事業）



○世代や属性にかかわらず、包括的に相談を受け止める体制づくり

- ・各相談機関の連携協力体制を統括的に管理指導する機関として「栃木市福祉総合相談支援センター」を設置する。

【栃木市福祉総合相談支援センター 構成相談機関】

- ①地域包括支援センター（高齢者） ②福祉総務課（生活保護） ③障がい福祉課（障がい児者）
- ④障がい児者相談支援センター（障がい児者） ⑤高齢介護課（高齢者） ⑥健康増進課（成人）
- ⑦子育て総務課（こども） ⑧地域子育て支援センター（こども） ⑨こども家庭センター（こども・保護者）
- ⑩保育課（こども・保護者） ⑪学校教育課（こども・保護者） ⑫栃木市社会福祉協議会（地域福祉）
- ⑬とちぎ市くらしサポートセンター（生活困窮） ⑭成年後見サポートセンター（高齢者・障がい児者）
- ⑮とちぎ権利擁護センター あすてらす・とちぎ（高齢者・障がい児者）

多機関協働事業・アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（一体型）

○複雑・複合化した事例に対する支援関係機関の抱える課題の把握、支援の方向性の整理

○本人と直接かつ継続的に関わるための信頼関係の構築や、本人とのつながりづくり

- ・相談支援包括化推進員を配置し、相談機関のコーディネート及び世帯支援を行う。

II 参加支援（参加支援事業）

○社会とのつながりを段階的に回復する

- ・既存の社会参加に向けた事業では対応できない狭間のニーズに対応する。
（地域の社会資源や支援メニューとのコーディネート）



III 地域づくりに向けた支援（地域づくり事業）

○世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備、個別の活動や人のコーディネート等

- ・地域介護予防活動支援事業
（はつらつセンター事業 いきいきサロン事業 ますます元気サポーター活動支援 あったかとしぎ体操）
- ・生活支援体制整備事業
（第1層：生活支援コーディネーター、就労的活動支援コーディネーター 第2層：生活支援コーディネーター）
- ・地域子育て支援拠点事業
（地域子育て支援センター）
- ・生活困窮者支援等のための地域づくり事業
（地区懇談会、地域福祉サポーター養成講座）
- ・地域活動支援センター事業

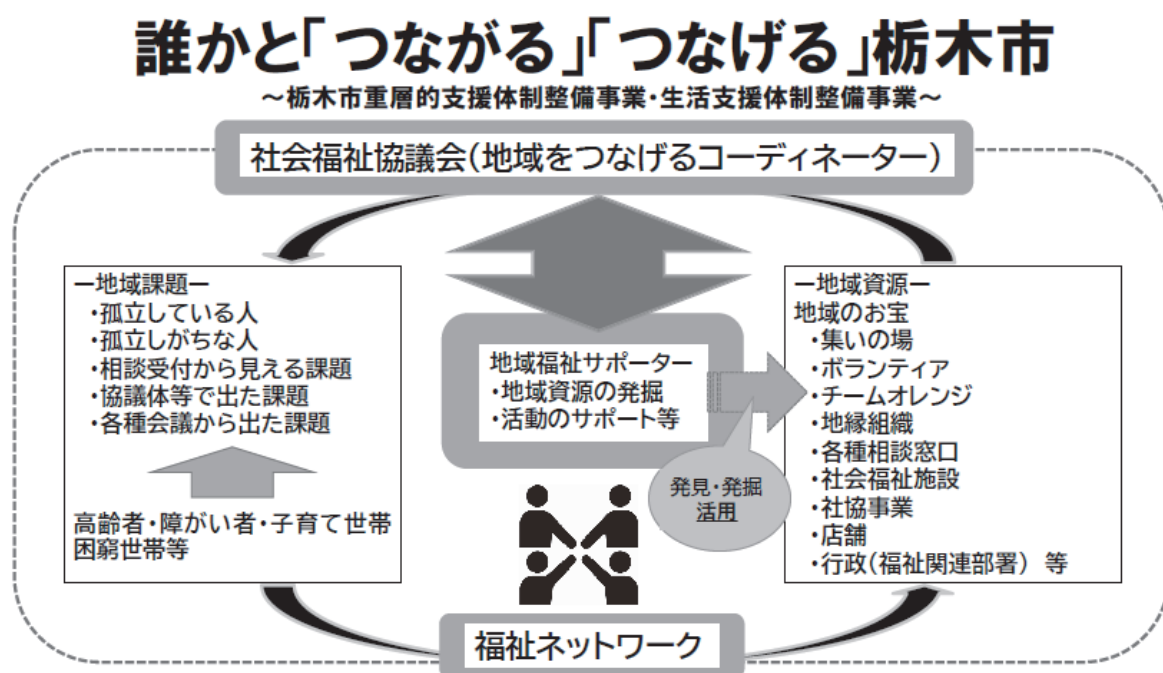


(3) 地域力の強化

地域共生社会の実現に向けて、地域住民が地域課題を把握し、解決に向けて主体的に活動することが望めます。そのためには公的な支援と共に、目指すべき地域像や地域課題の解決方法について住民自らが考え、話し合いを行うことができる人材の育成、体制の整備が必要となります。

本市では、「重層的支援体制整備事業」及び「生活支援体制整備事業」の一環として、地域課題に身近にある「支え合い活動」等の地域資源（地域のお宝）発見発掘を中心にすすめています。今後も全市をあげて、地域の強みや地域資源を活かした地域力の強化に取り組んでいく必要があります。

◆栃本市モデル



資料：栃本市社会福祉協議会

(4) ウェルビーイングの視点

世界保健機関（WHO）憲章では、「Health(健康)」を定義する文章の中で「well-being（ウェルビーイング）」という言葉を使用して、「健康とは、病気ではないとか、弱っていないということではなく、身体的にも、精神的にも、そして社会的にも、すべてが満たされた状態にあること」としています。

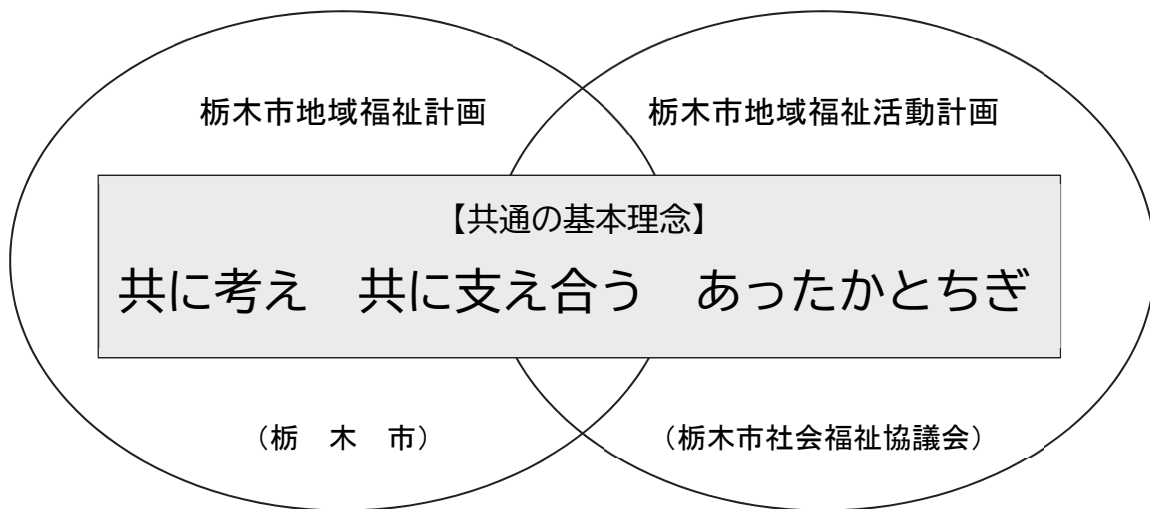
アンケート調査結果では、日頃の悩みや不安について、「老後の暮らしに関すること」「健康に関すること」が約5割と高くなっています。

住み慣れた地域で、全ての人が心豊かに暮らしていくことができるよう、ウェルビーイングの視点を取り入れながら取組を推進していくことが必要と考えられます。

第3章 地域共生社会推進の基本的方向

1 基本理念

◆共通の基本理念



栃木市総合計画では、基本構想の将来都市像を「豊かな自然と共生し 優しさと強さが調和した活力あふれる栃木市」としています。

その中の「地域福祉の充実」では、地域住民の抱える多様・複雑化した問題に対応するため、包括的な相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業に取り組みます、と謳っています。

さらに、新型コロナウイルス感染症の流行によって、経済的な成功よりも生きがいや健康に楽しく生きることを優先させる「ウェルビーイング」への志向が個人に高まっていると言われており、一人ひとりのニーズに合ったサービスや正確な情報が提供されることで、画一的でない多様な幸せが実現されるような社会の形成が求められています。

30年後の本市を見据えて、市民全体に浸透する、簡潔でわかりやすい目標が必要と考え、第2期計画において、みんなが心からあったかいと感ずること、春の日差しのようなあったかさが、計画の根底に流れることを目指して、基本理念を「共に考え 共に支え合う あったかとしぎ」としたところであり、第3期計画においてもこの基本理念を継承します。

また、地域福祉計画と地域福祉活動計画は車の両輪のような関係であることから、第3期計画においても、基本理念を共通のものとし、計画を一体的に推進します。

2 基本目標

基本理念の実現に向けて、基本目標を地域福祉計画と地域福祉活動計画の共通のものとし、それぞれの役割に沿った事業や施策を総合的に展開します。

❖ 基本目標1 みんなが支え・支えられる地域づくり

地域住民のあつまる場や話し合いの場を充実させ、生活課題の把握を進めるとともに、地域のコーディネーターと住民が、多様な人や資源とのつながりを創出し、課題解決を図ります。

介護、子育て、障がい、病気等にとどまらず、住まい、就労、教育、家計、地域社会からの孤立など様々な領域にまで及ぶ本人や世帯の課題を受け止めるため、本人や世帯を「制度」の枠組みから見のではなく、必要な支援を考え、包括的な支援に取り組み、断らない相談、継続的な支援、制度の狭間にある課題への対応を進めます。

❖ 基本目標2 地域を支える人づくり

福祉に関する啓発や福祉教育を充実させるとともに、こども、高齢者、障がいのある人など地域の様々な人との交流を促進することで、自分や家族が暮らしたい地域について考える「地域共生社会」の意識を醸成します。また、地域住民の主体的な参加、協力により地域共生社会が推進できるよう、研修会や講座、団体への支援などを通じ、担い手づくりを進めます。

❖ 基本目標3 福祉サービスを利用しやすい地域づくり

福祉サービスに関する情報提供を充実させるとともに、社会福祉従事者の専門性を向上し、相談支援体制の充実を図ります。

また、住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるよう、高齢者や障がいのある人等の人権や財産等の権利を守るとともに、生活困窮や孤立している人等の住まいの確保、就労に向けた支援、さらには、こどもの貧困対策やヤングケアラーへの支援を推進します。

❖ 基本目標4 安全・安心な地域づくり

地震や風水害などの大規模な自然災害や、高齢者やこどもを狙った犯罪、登下校時の交通事故などが後を絶たず、高齢者のひとり暮らしや認知症の人、介護が必要な人の増加など、地域における見守りや支え合い、助け合いはますます重要となっています。

また、地域の過疎化や運転免許証の返納等により、空き家の増加や日常の買い物や通院などの移動手段に困っている状況が見られます。住み慣れた地域で、安心して暮らしていくことができるよう、安全・安心な暮らしづくりに向けた取組を推進します。

3 計画の体系

基本理念	基本目標	基本施策	施策の方向性
共に考え 共に支え合う あったかとしぎ	1	1. 地域住民の地域生活課題の把握、取組促進	(1)地域住民があつまる場の充実
	みんなが支え・支えられる地域づくり		(2)地域生活課題を話し合う場の充実
			(3)多様な人や資源とのつながりの創出
		2. 多機関協働、多職種連携による支援体制の充実	(1)アウトリーチ支援の充実
			(2)相談を丸ごと受け止める（断らない）体制の充実
			(3)多機関協働による包括的な支援体制の充実
		2	1. 当事者としての福祉意識の向上
	地域を支える人づくり	(2)福祉教育の推進	
		(3)交流による理解促進	
		2. 地域福祉活動への多様な担い手づくり	(1)地域福祉活動の担い手づくり
			(2)地域、団体等の活動支援
		3	1. 福祉サービスの適切な利用の促進
	福祉サービスを利用しやすい地域づくり	(2)福祉サービスの質の向上	
		2. 権利擁護体制の充実	(1)権利擁護の理解促進と利用支援
			(2)虐待防止対策の推進
		3. 生活困窮、こどもの貧困対策の推進	(1)生活困窮者に対する相談支援機能の充実
			(2)こどもの貧困対策の推進
		4	1. 支え合い活動の充実
	安全・安心な地域づくり	(2)防犯、防災活動の推進	
		2. 移動手段、生活環境等の整備	(1)外出支援の充実
(2)生活環境整備の充実			

4 「SDGs」と本計画との関係

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）とは、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、我が国としても積極的に取り組んでいます。

本計画の推進にあたっては、17のすべてのゴールへの視点を取り入れ、「誰一人取り残さない」社会の構築を推進します。

<SDGsの17の目標>

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を実現しよう	6 安全な水とトイレを世界中に
7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	8 働きがいも経済成長も	9 産業と技術革新の基盤をつくろう	10 人や国の不平等をなくそう	11 住み続けられるまちづくりを	12 つくる責任つかう責任
13 気候変動に具体的な対策を	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさを守ろう	16 平和と公正をすべての人に	17 パートナリシップで目標を達成しよう	

1 貧困をなくそう	10 人や国の不平等をなくそう
2 飢餓をゼロに	11 住み続けられるまちづくりを
3 すべての人に健康と福祉を	12 つくる責任つかう責任
4 質の高い教育をみんなに	13 気候変動に具体的な対策を
5 ジェンダー平等を実現しよう	14 海の豊かさを守ろう
6 安全な水とトイレを世界中に	15 陸の豊かさを守ろう
7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	16 平和と公正をすべての人に
8 働きがいも経済成長も	17 パートナリシップで目標を達成しよう
9 産業と技術革新の基盤をつくろう	

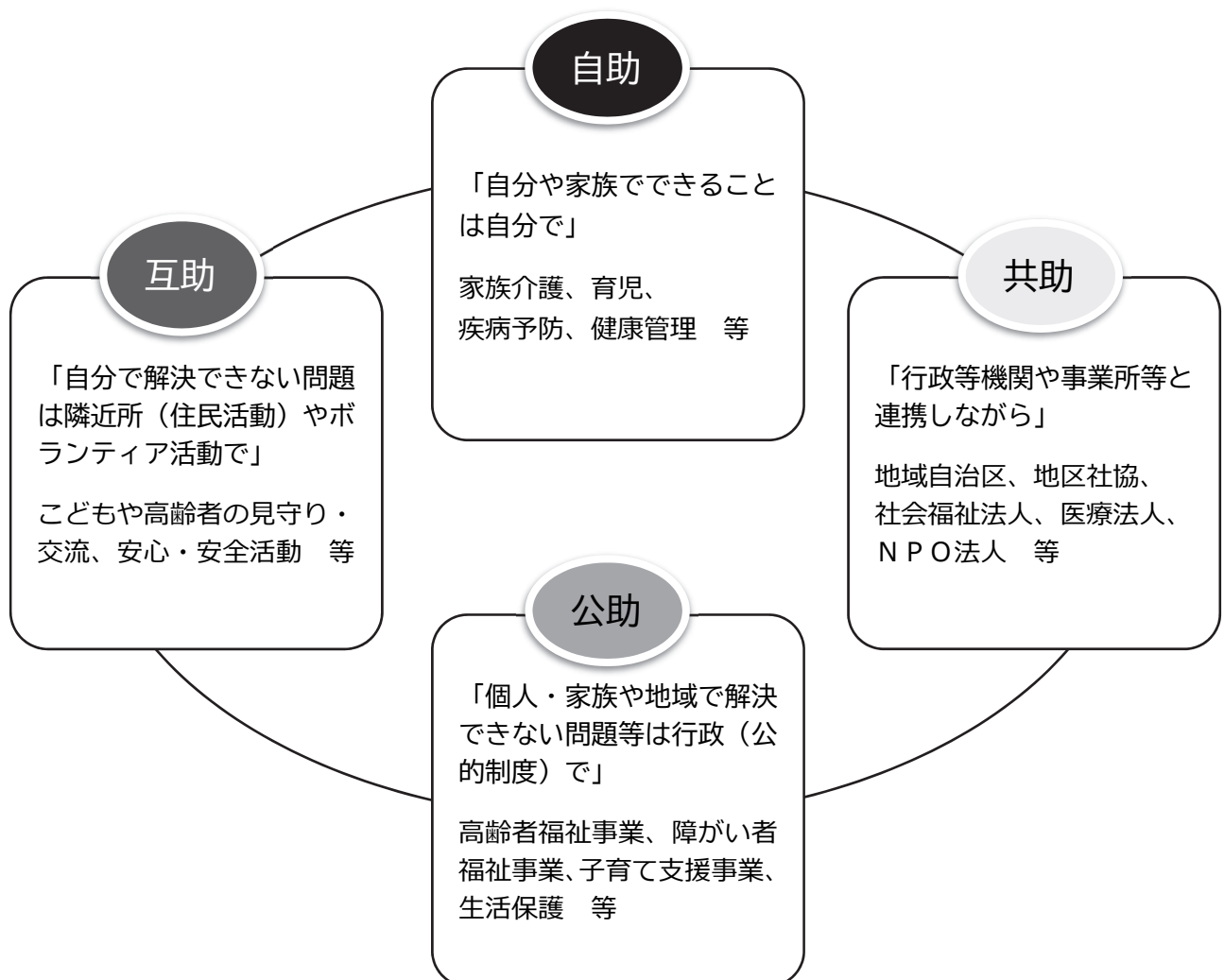
第4章 地域福祉施策、地域福祉活動の展開

■ 自助・互助・共助・公助の役割分担

施策や活動を展開するうえで、「自助」・「互助」・「共助」・「公助」のバランスを取ることが必要であり、特に、社会の複雑化や効率化とともに薄れてきた、「互助」・「共助」を改めて高めていくことが重要であると考えます。

福祉の持続可能性を考える上でも、改めて「互助」・「共助」の充実と、それを支える行政の役割を明確にしていきます。

◆地域福祉と自助・互助・共助・公助のイメージ



■ 圏域の設定

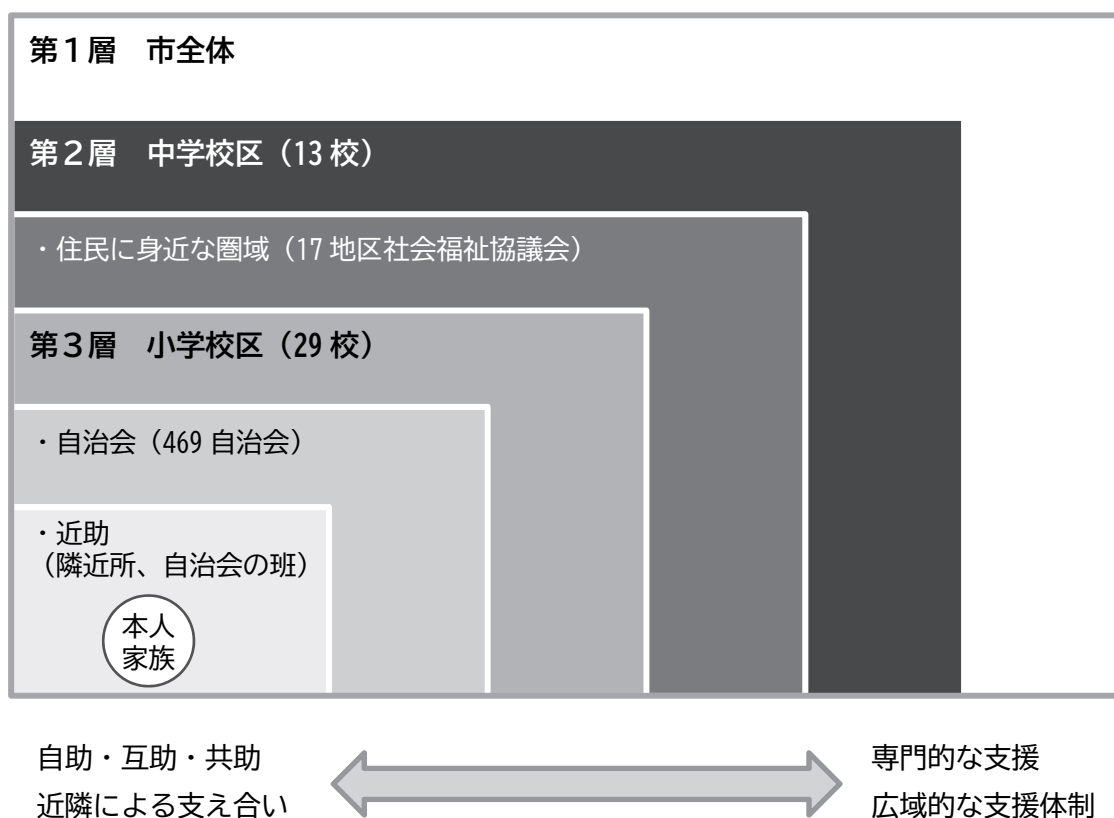
地域に密着した福祉活動の展開を図るためには、福祉の推進単位となる「圏域」を設定し、必要な諸条件を整備する必要があります。

本市では圏域として、市全体を単位とした「第1層」、中学校区を単位とした「第2層」、小学校区を単位とした「第3層」に区分します。

また、栃木市社会福祉協議会が市内17カ所に設置する地区社会福祉協議会（通称：地区社協）の圏域を「住民に身近な圏域」とし、「第3層」には、「自治会」「近助※」の圏域を設け、それぞれの圏域において取り組む分野や体制を明確にし、重層的な事業展開を図ることとします。

※近助：隣近所や自治会の班といった、住民に特に身近な範囲のことを本市では「近助」と定義します。

◆ 圏域のイメージ図



※学校数、団体数は令和6年4月現在

◆福祉圏域（単位）の概要

圏域	単位	圏域・単位の概念・役割等	主な組織・活動等
第1層	市全体	市全体を範囲とするもので、基幹的な相談支援機関の運営や、各種計画の立案、施策・事業の実施に取り組みます。専門的かつ複合的で高度な課題への対応も不可欠であり、地域包括支援センターを始めとする公的な相談支援機関・専門機関等が多職種連携によるネットワークを構築し、課題の解決に向けた取組が期待される圏域です。	・栃木市 ・市社会福祉協議会 ・福祉事務所 ・こども家庭センター ・地域包括ケア推進会議（第1層協議体） ・障がい者等自立支援協議会 ・要保護児童対策地域協議会 ・権利擁護支援地域連携ネットワーク ・配偶者暴力相談支援センター ・生活支援コーディネーター ・就労的活動支援コーディネーター ・NPO法人、各種住民団体
第2層	中学校区	地区社会福祉協議会や地域包括支援センターなどが組織され、行政等機関や事業所等とも連携しながら自治会活動や福祉活動が行われている範囲です。地区社会福祉協議会、地区懇談会等との関わり等により、地域で課題の把握及び解決を試みるような取組が期待される圏域です。	・地域包括支援センター ・地区社会福祉協議会 ・日常生活圏域個別ケア会議 ・第2層協議体 ・地区懇談会 ・生活支援コーディネーター ・地域福祉サポーター ・ふれあい在宅福祉サービス協力員 ・認知症カフェ ・チームオレンジ ・こども食堂 ・とちぎ未来アシストネット ・公民館
第3層	小学校区	小学校区を単位とし、学校や公民館において、福祉教育、地域の交流、生涯学習などの各種講座、地域づくりに向けた活動が行われている範囲です。住民に身近な圏域における課題解決に向けた話し合いや取組の推進が期待される圏域です。	・第3層協議体 ・PTA ・学校運営協議会 ・スクールソーシャルワーカー
	自治会	自治会を単位とし、地域の防犯や防災活動、サロン活動、行事・祭礼などの活動が日常的・定期的に行われている範囲です。行政とのパイプ役として公共的な性格も持ち合わせており、市や社会福祉協議会等関連組織の支援を受けつつ地域の福祉ニーズの把握と課題解決に主体的に関わることが期待される圏域単位です。	・自治会 ・シニアクラブ ・こども会育成会 ・民生委員・児童委員 ・高齢者ふれあい相談員 ・地域支え合い活動推進 ・コミュニティカフェ ・はつらつセンター
	近助	隣近所、自治会の班など、ご近所同士のつきあいや支え合い、助け合いが日常的に行われている範囲です。組織的な活動というよりは、個人と個人のつながりの中で自然と生み出される活動が主体であり、地域共生社会の推進に向けて、最も身近な活動を行う圏域単位です。	・いきいきサロン ・地域のお宝 ・散歩仲間 ・井戸端会議

❖ 基本目標 1 みんなが支え・支えられる地域づくり



◎ 基本施策 1－1 地域住民の地域生活課題の把握、取組促進

【主な SDGs 関連指標】

現 状

市民のみなさんの主な声（座談会より）

- ✧ 町内の活動事例を聞けることは良い
- ✧ 高齢者ばかりでなくいろいろな障がいを持つ人の対策も話したい
- ✧ みんなが集まる場を教えて欲しい
- ✧ いろんな事例に基づいた話に沿って、解決策の話を行いたい
- ✧ 孤独死を防ぐ事例や終活についての学習会を開催してほしい など

地域福祉を推進していくためには、地域住民、民間事業者、社会福祉法人、民生委員・児童委員、行政等の多様な構成員が参加・協働していくことが必要です。障がいのある人等への合理的配慮と障がいのある人も暮らしやすい地域づくりを推進するためにも、それぞれの地域においては、具体的に連携する「仕組みづくり」や事例に基づく「対話・協議」を行うことが大切であり、そのような場を設けていくことが重要と考えられます。

主な取組・事業

（１）地域住民があつまる場の充実

会議や集い、サロン等では、分野を問わず多様な地域の取組や課題が寄せられます。こうした集まり等の発見、機能強化や、新たな場づくりを行い、地域の強みや課題の把握に向けた取組の充実を図ります。

取組（★：重点事業）	内容（（重層）：重層的支援体制整備事業対象事業）
地域介護予防活動支援事業	・地域において高齢者自ら活動に参加し、介護予防に向けた取り組みが主体的に行われるような地域社会の構築を目指して「はつらつセンター事業」や「介護予防ボランティア育成事業」（ますます元気サポーター活動支援）、「地域づくり型介護予防事業」（あったかとしぎ体操）等を積極的に実施し、地域介護予防活動の場の拡大・充実を支援します。 [担当：地域包括ケア推進課]（重層）
地域子育て支援センター	・乳幼児及び保護者が相互の交流を図り、子育てについての相談、情報の提供、助言、講習その他の支援を行います。 [担当：子育て総務課]（重層）

取組（★：重点事業）	内容（（重層）：重層的支援体制整備事業対象事業）
★地域のお宝さがしの実施	・地域に根付く住民の身近にある居場所（井戸端会議等）や支え合い活動を「地域のお宝」と称し、生活支援コーディネーターや地域福祉サポーターを中心として発掘や発見し「見える化」を進めます。（発表会を適宜開催） [担当：社会福祉協議会]（重層）
コミュニティカフェの実施	・民間店舗の一部を借用するなど、企業との連携を含めて認知症カフェやコミュニティカフェ等を住民の身近な場所に設置し、当事者や参加者がそれぞれの役割を持ちながら「社会参加のきっかけ」や「つながる場」として推進します。 [担当：社会福祉協議会]（重層）

（２）地域生活課題を話し合う場の充実

住民に身近な圏域において、地域住民やボランティア、地域住民を主体とする地区社協、NPO等が中心となって、住民が主体的に地域の強みや課題を把握し、解決を試みることができる話し合いの場の充実を図ります。

取組（★：重点事業）	内容（（重層）：重層的支援体制整備事業対象事業）
★日常生活圏域ケア会議兼地区懇談会の開催	・地域内の地縁組織メンバーや行政職員、社会福祉協議会職員、介護事業所専門員等が参加し、顔の見える関係づくりや相互に相談し協働ができるネットワークを構築しながら、地域の強みや課題解決に向けた対策等を話し合うことで「支え合える地域づくり」を目指します。 [担当：地域包括ケア推進課・社会福祉協議会]（重層）
協議体活動の支援	・互助を中心とした地域づくりを住民主体で進めるために、地域内の多様な主体メンバーが参加し、地域課題の発掘や活動内容を検討していく協議体活動を支援します。 [担当：社会福祉協議会]（重層）

(3) 多様な人や資源とのつながりの創出

福祉や医療、教育、環境などの各分野における会議や集い、サロン等をより多く発見するとともに、ソーシャルワーク機能を果たす人等が、こうした場に参加するなど、地域共生社会に向けた多様な人や資源とのつながりを創出します。

取組 (★：重点事業)	内容 ((重層)：重層的支援体制整備事業対象事業)
地域活動 支援センター	・地域のニーズに沿った施策の再構築をすすめ、これまで継続されてきた創作的活動・生産活動の機会を提供していくとともに、地域との連携を密にし、誰もが利用しやすい要支援者の環境整備に取り組みます。 [担当：障がい福祉課] (重層)
シニアクラブ事業	・高齢者と同世代の方々や地域の人々との交流をサポートし、支え合いの意識を育むことや、地域コミュニティにおける助け合いを促進します。 [担当：高齢介護課]
高齢者 ふれあい相談員事業	・高齢者ふれあい相談員が、70歳以上の人のみが暮らす世帯に訪問し、安否確認や相談に応じます。 [担当：高齢介護課]
生活支援体制 整備事業	・高齢者の生活支援ニーズに合わせた地域資源の発掘やマッチングを担う生活支援コーディネーターを配置するとともに、地域に不足する資源を創出するための協議の場となる協議体の設置も行い、生活支援サービスの提供体制を整備します。 [担当：地域包括ケア推進課] (重層)
★参加支援事業 「ちょこっとジョブ ・ちょこっとボラン ティア応援事業」	・就労経験が少なく、自分に自信がない等の理由により就労に繋がらない者に対して、足掛かりとして民間事業所等の協力を得ながら、当事者に合ったボランティアや就労の機会を提供し、地域とのつながりを持ち、自立した生活や社会参加を進めていきます。 [担当：社会福祉協議会] (重層)
多世代交流イベント 事業の開催	・福祉まつりや世代間交流事業等の交流イベントを開催し、高齢者や障がいのある人等の当事者と参加者の交流を促し、つながりを生むことや相互の支え合い活動等や共生社会の推進を図ります。 [担当：社会福祉協議会]

◎ 基本施策1－2 多機関協働、多職種連携による支援体制の充実

現 状

市民のみなさんの主な声（座談会より）

- ◇ 自治会と民生委員とのコミュニケーションをつくっていききたい
- ◇ 人と人との繋がり協力、協働する事が大切だと思う
- ◇ ふれあい相談員が訪問しない人への支援の仕方等について話し合いたい
- ◇ 様々な団体の人との交流は、今後の活動の際に相談ができるのではないかなと思う
- ◇ 地域包括支援センターの役割がよくわからない など

予防的福祉の推進では、問題が深刻化し、解決が困難な状況となる前に早期に発見して支援につなげていくことが重要です。しかしながら、その時点では支援を拒否したり、本人や家族に困っている自覚がない場合もあります。本人の意志や尊厳を尊重する視点を前提としながら、地域の見守り活動や専門家によるアウトリーチなど、必要な時に必要な支援が届けられる環境をつくることが重要と考えられます。

また、当事者中心の「丸ごと」の支援では、専門職による多職種連携や地域住民等との協働を進め、分野別、年齢別等の縦割りによらない包括的な支援体制の整備を進めていくことが必要です。

主な取組・事業

（1）アウトリーチ支援の充実

地域から孤立していたり、課題が複雑なため、どこに相談して良いか分からないという状況に置かれていることも考えられます。「待ちの姿勢」ではなく、地域の関係機関等と連携し、困っている人を早期に把握し、支援につなげることができるアウトリーチ支援体制の充実に図ります。

取組（★：重点事業）	内容（（重層）：重層的支援体制整備事業対象事業）
★アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	・複雑複合化した課題を抱えながらも、支援が届いていない人に支援を届けるため、要支援者の情報把握を地域において行うとともに、必要に応じた要支援者への訪問等により関係性を構築し、支援に繋がります。 [担当：地域包括ケア推進課・社会福祉協議会]（重層）
地域福祉サポーター活動支援	・「地域のお宝」の発見や発掘、地域福祉活動の一助を担うサポーターと協働し、地域内のつながりや支え合い活動の推進を図ります。またサポーターを対象とした研修会（スタートアップ・養成・スキルアップ）を実施し活動の幅を広げます。 [担当：社会福祉協議会]（重層）

取組（★：重点事業）	内容（（重層）：重層的支援体制整備事業対象事業）
ふれあい在宅福祉サービスの推進	・住民相互の支え合いの精神に基づき、住民の自発的参加と協力を得て、掃除や調理等の家事支援を中心としたサービスを提供し、在宅福祉の推進を図ります。 [担当：社会福祉協議会]
企業等との連携	・民間企業等の協力を得ながら、企業活動を通じた課題把握などと連携し、困っている人を早期に把握します。 [担当：社会福祉協議会]

（２）相談を丸ごと受け止める（断らない）体制の充実

地域活動を通して把握した住民が抱える課題を包括的に受け止め、情報提供や助言を行うとともに、必要に応じて関係機関につなぐことのできる体制を整備します。

取組（★：重点事業）	内容（（重層）：重層的支援体制整備事業対象事業）
ひきこもり対策事業	・ひきこもり状態にある人の障がいについて、家族の理解を得ながら相談支援につなぎ、適切な支援に結びつけることで、本人の自立を促します。 [担当：障がい福祉課]
こどもなんでも相談窓口	・こどもに関する全ての相談を受け付け、必要に応じた支援や関係機関につなぎます。 [担当：こども家庭センター]（重層）
コミュニティカフェでの相談窓口設置	・各種コミュニティカフェの開催時に相談窓口を設置し、参加者および会場周辺の来場者に対して相談の受け入れ体制を強化します。 [担当：地域包括ケア推進課・社会福祉協議会]
各種事業での相談窓口設置	・社会福祉協議会が行う各種事業の開催時に随時相談窓口を開設し、相談窓口の受け皿を増やします。また、受けた相談については必要に応じて関係機関へつなぎます。 [担当：社会福祉協議会]
[再掲] 企業等との連携	・民間企業等の協力を得ながら、企業活動を通じた課題把握など連携し、相談窓口の幅を広げます。 [担当：社会福祉協議会]

※各種相談窓口一覧は資料編参照

(3) 多機関協働による包括的な支援体制の充実

住民に身近な圏域にある相談支援機関では対応しがたい複合的で複雑な課題や制度の狭間にある課題等を、多機関が協働して包括的に受け止める相談支援体制を整備します。

取組（★：重点事業）	内容（(重層)：重層的支援体制整備事業対象事業）
重層的支援会議	・ 複合的な課題等に対応する相談支援を円滑に行う体制づくり構築のため、各相談機関の管理者により支援プランの決定やモニタリングを行う調整会議、関係相談機関の担当者により支援プランの検討等を行うケース検討会議を開催します。 [担当：地域包括ケア推進課]（重層）
★多機関協働事業	・ 複合的な課題を抱える世帯に対し、相談支援包括化推進員のコーディネートにより、様々な分野の相談支援機関が横断的かつ包括的に連携した相談支援を行います。 [担当：地域包括ケア推進課]（重層）

基本目標1 重点指標

指標項目	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
地域のお宝さがしで認定された地域のお宝の数	28件	96件
日常生活圏域ケア会議兼地区懇談会延べ参加人数	1,085人	1,182人
ちょこっとジョブ応援事業所合計数	6事業所	25事業所
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 生活支援コーディネーター活動件数	1,737件	1,950件
多機関協働事業新規相談年間受付件数	14件	16件

取組の様子

●地域のお宝さがし（お宝発表会）



●ちょこっとジョブ・

ちょこっとボランティア応援事業



❖ 基本目標 2 地域を支える人づくり



基本施策 2-1 当事者としての福祉意識の向上

【主な SDGs 関連指標】

現 状

市民のみなさんの主な声（座談会より）

- ◇ 福祉の現状を知らなかった
- ◇ 近所で何ができるかわからない
- ◇ 地域としてどのように関わればよいかわからない
- ◇ 地区の課題を知らなかった
- ◇ ひきこもりの人が地域にいるが、家族が言ってこないの、知らないふりがいいのか、どうしたらよいのか など

福祉情報を提供することは、市民の地域福祉に対する参加促進や意識向上につながります。地域住民の福祉に対する理解や関心を高めるため、市内の地域福祉活動や福祉制度に関する情報等を様々な機会を通じて、よりわかりやすく伝えていくことが重要と考えられます。

また、児童や生徒に対しては、学校等との連携を図り、人権意識の啓発や地域福祉を学ぶ機会を充実していくことが必要です。

主な取組・事業

（１）福祉に関する啓発

市民一人ひとりが地域における支え合いやふれあいの必要性、地域福祉の重要性を理解し、計画が推進できるよう、市民特別講座や福祉まつりなど、様々な機会を通じて福祉に関する啓発活動を実施していきます。

取組（★：重点事業）	内容（（重層）：重層的支援体制整備事業対象事業）
民児協全体研修会等の開催	・多様複雑化する福祉ニーズに対応するため、地域福祉の理解と認識を深め、専門的知識と技術による活動実践が図られるように、研修会等を開催し、担い手を育成します。 [担当：福祉総務課]
市民特別講座の実施	・現在の講座を見直しながら、現状の福祉課題を精査し、市民に対して各テーマに沿った内容に精通した講座を行い、参加者の意識向上や福祉に関する啓発活動を実施します。 [担当：地域包括ケア推進課・社会福祉協議会]
福祉まつり等における啓発活動の実施	・福祉まつり等で事業の各種体験や展示、当事者との交流を通じて、様々な「気づき」や「つながり」における啓発を図ります。 [担当：社会福祉協議会]

(2) 福祉教育の推進

家庭や地域の中で、年齢・性別や障がいの有無によって差別されず、誰もが安心して生活を送ることができる地域づくりに向けて、学校や関係団体等と連携を図り、未来を担うこどもを中心に人権意識の啓発や地域福祉を学ぶ機会を充実していきます。

取組（★：重点事業）	内容（（重層）：重層的支援体制整備事業対象事業）
★学校・地域等への出前講座の実施	・市内の学校や地域、企業等に向けた出前講座を実施し、未来を担うこどもや地域を担う人などに「支え合い」や「つながり」の大切さを伝えます。 [担当：社会福祉協議会]
福祉体験用具貸出事業	・車いすや高齢者疑似体験セット等の体験用具の貸出を行い、学校等で行われる福祉教育の推進を図ります。 [担当：社会福祉協議会]
サマーボランティアスクールの実施	・市内小学生（4年生以上）を対象に、テーマ別（高齢者・障がい者・防災）の様々な体験を通じて、自助や互助やボランティアへの理解と関心を深めていきます。 [担当：社会福祉協議会]

(3) 交流による理解促進

ボランティア・福祉施設などの多様な団体が参加・交流する機会を設け、情報交換や連携強化につなげるとともに、参加者の地域福祉に対する意識や理解、さらなる関心の向上を図ります。

取組（★：重点事業）	内容（（重層）：重層的支援体制整備事業対象事業）
各種交流事業への支援	・世代間交流事業等の事業費に対して支援を行い、団体の活性化に寄与します。 [担当：社会福祉協議会]
[再掲] 多世代交流イベント事業の開催	・福祉まつりや世代間交流事業等の交流イベントを開催し、高齢者や障がいのある人等の当事者と参加者の交流を促し、つながりを生むことや相互の支え合い活動等や共生社会の推進を図ります。 [担当：社会福祉協議会]

◎ 基本施策2-2 地域福祉活動への多様な担い手づくり

現 状

市民のみなさんの主な声（座談会より）

- ◇ ふれあい相談員なので、家の中に入れず、中の状況がわからない
- ◇ 地域のリーダーがいないことが加速している
- ◇ 周囲も高齢化しており、なり手がいない、地域の催しがなくなる
- ◇ 役員も慣れる前に次の人に代わる、地域の温度差 など

地域共生社会の実現を目指し、誰もがそれぞれにできる役割を担い、住民がお互いに支え合う仕組みを構築していく必要があります。研修・講座の充実、関連団体への支援等を通じ、地域福祉の中核を担う組織・サポーターの確保・育成や、健康づくり・介護予防活動に取り組むリーダーの育成・支援を行っていきます。

主な取組・事業

（１）地域福祉活動の担い手づくり

地域福祉活動の担い手づくりに向けて、各種サポーターの養成講座やボランティア活動支援など、地域における学習会や講座等を開催し、地域福祉に対する理解を促進し、地域福祉活動への参加者を拡大します。

取組（★：重点事業）	内容（（重層）：重層的支援体制整備事業対象事業）
各種サポーター養成事業	・生活サポーター（あったかいご員）・ますます元気サポーター・認知症サポーターを養成するため、講座の開催や講師の派遣をします。 [担当：地域包括ケア推進課]
★地域福祉サポーター養成研修	・地域の支え合い活動等に必要な知識・視点等に気づき、地域資源の発見・発掘を通じて普段のつながりや支え合いを推進するサポーターを養成します。また、研修体系として、導入（スタートアップ）、本講座（養成）、スキルアップを隔年で行います。 [担当：社会福祉協議会]（重層）
中・高校生へのボランティア活動支援	・中学生及び高校生に対し、ボランティア活動の普及啓発を行い、地域づくりやボランティア体験を通じて多様な人たちと触れ合う活動の場を提供します。 [担当：社会福祉協議会]
ふれあい在宅福祉サービス協力会員研修会の実施	・在宅福祉の充実を図るために実施している「ふれあい在宅福祉サービス」の協力会員を対象とし、事業の理解を深めるとともに活動への積極的な参加を推進します。 [担当：社会福祉協議会]

(2) 地域、団体等の活動支援

地域における各種活動を活発化させるため、介護予防活動の場の拡大・充実や生活支援コーディネーターによる地域資源の発掘等を推進します。

また、地域活動を行う各種団体への支援を通じ、地域福祉活動を推進します。

取組（★：重点事業）	内容（（重層）：重層的支援体制整備事業対象事業）
〔再掲〕 地域介護予防活動 支援事業	・ 地域において高齢者自ら活動に参加し、介護予防に向けた取り組みが主体的に行われるような地域社会の構築を目指して「はつらつセンター事業」や「介護予防ボランティア育成事業」（ますます元気サポーター活動支援）、「地域づくり型介護予防事業」（あったかとしぎ体操）等を積極的に実施し、地域介護予防活動の場の拡大・充実を支援します。 〔担当：地域包括ケア推進課〕（重層）
〔再掲〕 生活支援体制 整備事業	・ 高齢者の生活支援ニーズに合わせた地域資源の発掘やマッチングを担う生活支援コーディネーターを配置するとともに、地域に不足する資源を創出するための協議の場となる協議体の設置も行い、生活支援サービスの提供体制を整備します。 〔担当：地域包括ケア推進課〕（重層）
地区社会福祉協議会 への支援	・ 地域に根付いた福祉活動を実施している地区社会福祉協議会（市内17か所）の活動への支援や役員研修会で市内全域での情報交換や地域福祉活動に関わる研修会等を開催し、共生社会の実現に向けた地域福祉活動を進めます。 〔担当：社会福祉協議会〕
福祉団体及び ボランティア団体 事業補助金	・ 市内で活動する福祉団体やボランティア団体等を対象に実施する事業に対して補助等の支援を行い、市内の福祉活動の推進を図ります。 〔担当：社会福祉協議会〕

基本目標2 重点指標

指標項目	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
学校・地域等への出前講座の実施回数	52回	57回
地域福祉サポーター養成研修受講者数(隔年開催)	65人	120人

取組の様子

●学校・地域等への出前講座の実施



●地域福祉サポーター養成研修



❖ 基本目標3 福祉サービスを利用しやすい地域づくり



基本施策3-1 福祉サービスの適切な利用の促進

【主な SDGs 関連指標】

現 状

市民のみなさんの主な声（座談会より）

- ◇ 相談に来た段階では、認知症の症状がすごく進んでいる状況
- ◇ 介護認定を受けたいが、どこに相談すればいいか
- ◇ 自分の判断で通院しなくなった場合にどう声かけをするか
- ◇ 地域で行われているサービス等に差を感じた など

福祉サービスや生活支援が必要な状態であるにもかかわらず、適切な支援の情報が伝わっていない人や世帯があってははいけません。早い段階から相談や支援につなげていけるよう、必要な人に必要な情報が届く仕組みが必要です。

また、サービス利用者の視点に立ち、利用しやすい福祉サービスの充実と、福祉サービスを安心して利用できる体制の強化を行っていく必要があります。

主な取組・事業

（1）福祉サービスの情報発信

市の福祉施策やサービス、相談窓口等の情報提供については、市民にわかりやすい表現や工夫を心がけるとともに、報道機関や電子媒体を活用する等、情報の内容や提供する機会の充実を図ります。

取組（★：重点事業）	内容（（重層）：重層的支援体制整備事業対象事業）
★ふれあい通信の配付	・月に1回、市政情報等のお知らせチラシである「ふれあい通信」を作成し、対象世帯に配付をすることで、福祉サービス等の情報提供を図ります。 [担当：高齢介護課]
報道機関の活用	・各種事業において事業予告および事業実施の報告等の発信を行い、社会福祉協議会のPRを強化します。 [担当：社会福祉協議会]
電子媒体の活用	・紙媒体の広報誌「ふくびーだより」をはじめ、SNS等の電子媒体を活用し、市民に対する情報発信の幅を広げます。 [担当：社会福祉協議会]

(2) 福祉サービスの質の向上

サービス利用者に対する支援や生活の質の向上を図るため、事業所、サポーター等への講座や学習会を開催します。

取組 (★：重点事業)	内容 ((重層)：重層的支援体制整備事業対象事業)
事業所への支援・指導	・ 社会福祉事業の経営に係る指導監督等の事務を行い、適正な法人運営と社会福祉事業の健全な経営の確保を図ります。 [担当：福祉総務課]
[再掲] 各種サポーター養成事業	・ 生活サポーター（あったかいご員）・ますます元気サポーター・認知症サポーターを養成するため、講座の開催や講師の派遣をすることで、福祉サービスの質の向上を図ります。 [担当：地域包括ケア推進課]
事業所・学習会の実施	・ 介護保険事業所および障がい福祉サービス事業所が定期的に集まるサロンを開催し、サービス種別ごとの情報交換や情報共有を通じて事業所及び職員の質の向上を図ります。 [担当：社会福祉協議会]



◎ 基本施策3－2 権利擁護体制の充実

現 状

市民のみなさんの主な声（座談会より）

- ◇ 独居老人の認知機能が低下しごみ屋敷状態であった
- ◇ 祖母がうつと認知症、できていたことができなくなる、ストレスがうつ発症の一番のきっかけ
- ◇ 息子の名前をかたる電話や、塗装屋根の迷惑電話がある など

認知症、知的障がい、精神障がいなど、判断能力が十分ではない人を擁護し、支援していく必要があります。

また、高齢者や障がいのある人、子どもや女性に対する暴行・虐待や嫌がらせなど様々な人権問題が起きています。こうした被害を受けて困っている人やそれを見聞きした人からの相談を受けるなど、相談支援体制を充実していく必要があります。

主な取組・事業

（1）権利擁護の理解促進と利用支援

判断能力が十分でない人や障がいのある人など、社会的立場の弱い人達の権利が尊重され、不利益を被ることなく自分らしい生活を送ることができるよう、相談体制の強化や生活支援の充実、成年後見制度・法人後見等の利用を促進していきます。

取組（★：重点事業）	内容（（重層）：重層的支援体制整備事業対象事業）
栃木市成年後見制度利用促進計画	・「栃木市成年後見利用促進計画」のもと、地域連携ネットワークの強化や総合的な権利擁護支援策等に取り組む中で、成年後見制度の理解促進及び利用者の早期発見を図り、制度の利用につなげることで、成年後見制度の利用促進を図ります。 [担当：地域包括ケア推進課]
配偶者等からの暴力に関する相談支援	・女性相談支援員が配偶者等からの暴力に関する相談支援を行います。 [担当：こども家庭センター]

取組（★：重点事業）	内容（（重層）：重層的支援体制整備事業対象事業）
★法人後見事業	・ 認知症の高齢者や障がい等で、判断能力が不十分なため意思決定が困難な人に成年後見制度を活用し、財産管理や身上保護を提供することにより権利を擁護します。親族や専門職(弁護士、司法書士、社会福祉士など)による後見人等が得られにくい人に対し、家庭裁判所の審判を経て、栃木市社会福祉協議会が法人として後見人等を受任します。 [担当：社会福祉協議会]
日常生活 自立支援事業の実施	・ 住み慣れた地域で安心して暮らすために、認知症の高齢者や知的障がい、精神障がいのある人など判断能力に不安がある人の福祉サービス及び金銭管理を支援します。 [担当：社会福祉協議会]
（仮称）栃木市未来 ホッとあんしんサポ ート事業	・ 身寄りのない高齢者等の生活上の課題に向き合い、安心して歳を重ねることができる社会をつくっていくため、包括的な相談・調整窓口の設置及び経済的な理由等により、民間による支援を受けられない人を対象に、総合的な支援パッケージを提供していきます。 [担当：社会福祉協議会]

（２）虐待防止対策の推進

児童や弱い立場の人達に対する虐待・DV（ドメスティック・バイオレンス）等が身近な問題であることの認識を広めつつ、発生予防や早期発見・早期対応が図られるよう、地域や関係機関との連携強化や相談体制を充実していきます。

取組（★：重点事業）	内容（（重層）：重層的支援体制整備事業対象事業）
★高齢者等 虐待防止対策の促進	・ 虐待防止に関する正しい知識・理解の普及啓発を行うとともに、地域での声掛けなどを通じて、見守り体制を築いていけるよう推進します。 また、各相談機関を中心に相談しやすい体制づくりを推進し、虐待の相談を受けた場合は、被虐待者を取り巻く関係者と早期にケース会議を行った上で、迅速な対応を進めていきます。 [担当：地域包括ケア推進課・障がい福祉課]（重層）
児童家庭相談事業	・ 家庭における適正な児童養育その他家庭児童福祉の向上を図るため、家庭相談員による各種の相談指導を行います。 [担当：こども家庭センター]

◎ 基本施策3-3 生活困窮、こどもの貧困対策の推進

現 状

市民のみなさんの主な声（座談会より）

- ◇ 老後の資金の問題について話し合いたい
- ◇ 年金が少ないのでサービスを利用できない
- ◇ こどもや高齢者の居場所運営の協力者を確保することが必要 など

コロナ禍の影響による失業や減収、物価高などによる生活困窮がみられます。低所得者や高齢者、障がいのある人の生活を経済的に支えるとともに、生活に困窮した人に対し、生活を立て直せるよう支援していくことが求められています。

また、こどもの貧困は経済的な困窮にとどまらず、学習面や生活面、心理面など様々な面に及ぶものであり、世帯の経済状況や生活状況にかかわらず、すべてのこどもが心豊かに未来を切り開いていけるよう支援していく必要があります。

主な取組・事業

（１）生活困窮者に対する相談支援機能の充実

生活困窮者の生活を守るため、地域のつながりを生かした見守りや声かけ活動による生活困窮者の早期発見・実態把握を進めるとともに、誰もが支援を適切に受けられる相談窓口の機能強化、経済的支援を必要とする人に対する各種福祉資金の貸付を行います。

取組（★：重点事業）	内容（（重層）：重層的支援体制整備事業対象事業）
★生活困窮者 自立支援事業	・生活困窮者が困窮状態から早期に脱却することを支援するため、本人の状態に応じた包括的かつ継続的な相談支援、家計管理に関する支援、滞納の解消や各種制度等の利用に向けた支援、債務整理に関する支援、貸付のあっせん等を行うための家計相談を行います。 また、フードバンク等のイベントを通じ事業の周知を併せて行います。 [担当：社会福祉協議会]（重層）
くらしサポート事業 （緊急一時支援事業）	・生活困窮者等に対し、緊急一時的な衣服、食糧、日用品等を提供し、健康状態の悪化を防止すること等により自立を支援します。 [担当：社会福祉協議会]

取組（★：重点事業）	内容（（重層）：重層的支援体制整備事業対象事業）
各種資金の貸付・相談	・ 栃木県社会福祉協議会が低所得者等に対し、各種資金を貸し付ける生活福祉資金の窓口として、貸付申請に必要な支援等を実施します。 ・ 生活保護が開始されるまでの間の生計の維持が困難な世帯等に対し、生活一時金の貸付を行います。（社会福祉金庫の貸付） ・ 療養者世帯の生活安定の助長を図る高額療養費の貸付を行います。 [担当：社会福祉協議会]

（２）こどもの貧困対策の推進

貧困の連鎖に陥ることなく、安心して未来に希望を持ち、自立していけるように、関係団体等との連携を図りながら、こどもの貧困の解消に向けた総合的な取組を推進していきます。

取組（★：重点事業）	内容（（重層）：重層的支援体制整備事業対象事業）
こども食堂の支援	・ こども食堂の開設及び運営に必要な経費の一部を補助することにより、食事の提供、学習の支援等を通してこどもの居場所づくりを促進します。 [担当：こども家庭センター]
★こどもの学習・生活支援事業	・ 「貧困の連鎖」の防止のため、生活困窮世帯での養育相談や学び直しの機会の提供、学習支援とともに必要に応じて、日常生活支援も併せて行います。 - また、高校受験・進路決定の一助となりえる模擬試験の受験を促進するため、中学３年時に年２回の受験料を助成します。 [担当：社会福祉協議会]
[再掲] くらしサポート事業 （緊急一時支援事業）	・ 生活困窮者等に対し、緊急一時的な衣服、食糧、日用品等を提供し、健康状態の悪化を防止すること等により自立を支援します。 [担当：社会福祉協議会]

基本目標3 重点指標

指標項目	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
ふれあい通信年間配付部数	10,005部	10,900部
法人後見事業受任件数	8件	18件
権利擁護事業契約者数	—	20人
高齢者等虐待に関する相談実人数	84人	58人
生活困窮者自立支援事業周知活動実施数	3回	6回
中学3年生通学・通信登録者の模試受験率	70%	90%

取組の様子

●こどもの学習・生活支援事業（まなびーや）



●生活困窮者自立支援事業周知活動（フードバンク）



❖ 基本目標 4 安全・安心な地域づくり



基本施策 4-1 支え合い活動の充実

【主な SDGs 関連指標】

現 状

市民のみなさんの主な声（座談会より）

- ◇ 民生委員活動の際に話をして情報収集する、特に独居世帯
- ◇ 近所の人とのふれあいや支え合い等地域でやれることがあるか考えていきたい
- ◇ 近所で災害時のシミュレーションをしてほしい
- ◇ 高齢者の災害時の避難について話し合いたい
- ◇ 犯罪被害がないように訪問している

など

誰もが福祉を我が事として捉え、それぞれが身近にできることを行いながら、隣近所でお互いに支え合っていく活動の推進が求められます。

また、高齢者や障がいのある人、こどもなど誰もが住み慣れた地域で安全・安心に暮らせるように、地域住民や関係機関等との連携により、防災や防犯に配慮した環境づくりを推進していくことが必要です。

主な取組・事業

（１）支え合い活動の推進

民生委員児童委員、自治会、ボランティア、NPOなどに加え、より多くの地域住民に地域福祉活動の支え手として携わってもらえる環境づくりに向け、身近な困りごとにお互い様で助け合う、隣近所で支え合う活動に対する意識の醸成や、活動に必要な支援を行います。

取組（★：重点事業）	内容（（重層）：重層的支援体制整備事業対象事業）
民生委員・児童委員活動	・住民の生活状態の適切な把握、要援助者への相談・援助、福祉サービスの情報提供、社会福祉事業者との連携・支援、関係行政機関の業務協力等を通して、ひとり暮らしの高齢者や障がいのある人などの地域における見守り活動を行います。 [担当：福祉総務課]
高齢者地域見守り支援事業	・高齢者の孤独死などの防止のため、ふれあい相談員事業や配食サービス事業、緊急通報装置貸与事業等による安否確認を継続して実施します。また、地域全体で高齢者を見守るネットワークを構築するため、民生委員・児童委員や警察、自治会、民間企業などと連携しながら地域見守り協定の拡大を図ります。 [担当：地域包括ケア推進課]

取組（★：重点事業）	内容（（重層）：重層的支援体制整備事業対象事業）
★地域支え合い活動の推進	・地域において、見守り等が必要なひとり暮らしの高齢者や支援が必要な人が増加する中で、地域全ての人が支え合う「互助」による支え合い体制の整備に向け、地域の身近なコミュニティである自治会等において支え合い活動を推進していくため、活動に必要な支援を行います。 [担当：地域包括ケア推進課]
[再掲] ふれあい在宅福祉サービスの推進	・本事業を活用し、住民相互の支え合い活動を図り、在宅福祉の充実を推進します。 [担当：社会福祉協議会]

（２）防犯、防災活動の推進

大規模な災害の発生に備え、地域の特性に応じた互助による防災体制が速やかに機能するよう、自主防災組織の育成を進めます。

また、高齢者、障がいのある人、児童・生徒を犯罪から守る安全・安心な地域づくりに向け、防犯意識を高める啓発や防犯カメラの設置など、犯罪の起こりにくい環境整備を進めます。

取組（★：重点事業）	内容（（重層）：重層的支援体制整備事業対象事業）
★自主防災組織	・地域で連携して防災対策を行う自主防災組織の育成を進めることで、災害発生時に「自分たちの地域は自分たちで守る」という「共助」の力を高めることにより、地域防災力の向上を図ります。 [担当：危機管理課]
防犯活動の推進	・地域の防犯環境の整備を図るため、公共の場所に向けて防犯カメラを設置しようとする自治会に対して、設置経費の一部を補助します。 [担当：交通防犯課]
栃木市青少年育成センター	・青少年の健全な育成を図るため、関係機関団体と連携し、情報交換を行い協力して、補導活動や青少年相談、環境浄化活動を行います。 [担当：生涯学習課]
空き家解体費補助事業	・倒壊のおそれがあるなど再利用が困難な空き家を解体して敷地を活用してもらうため、解体工事費の一部補助を行い、活用できない空き家の除却を促進します。 [担当：建築住宅課]

取組（★：重点事業）	内容（（重層）：重層的支援体制整備事業対象事業）
災害ボランティア支援委員会の実施	・ 平常時より、行政や栃木青年会議所、NPO法人と連携し、相互の顔の見える関係づくりを目的に、情報交換や研修を共に行い非常時に向けた体制を整備します。 [担当：社会福祉協議会]
災害ボランティアセンター運営研修（隔年）	・ 災害が発災した場合に必要な応じて行われる「災害ボランティアセンター」の円滑な運営を目指し、災害ボランティア支援委員会をはじめとした関係者やボランティアを含めた運営研修を行い、有事の際に備えます。 [担当：社会福祉協議会]



◎ 基本施策4－2 移動手段、生活環境等の整備

現 状

市民のみなさんの主な声（座談会より）

- ◇ 高齢者の居場所を検討する場合、移動とあわせて検討する必要がある
- ◇ 一緒に買い物に行くが、自動車事故など何かあったらどうしようという心配はある
- ◇ 通院方法や買い物の問題がある など

高齢化、核家族化、地域の過疎化、運転免許証の返納など、社会構造の変化等に伴い、買い物、通院、行事への参加といった日常生活における交通手段の確保や空き家・空き地の増加といったことが生活に身近な課題となっています。安全に、安心して暮らせる地域づくりに向けて地域での支え合いや持続可能なサービスの在り方について検討を進めていく必要があります。

主な取組・事業

（１）外出支援の充実

誰もが容易に利用できる、地域の実情に応じた効率的な移送サービスを確保するため、コミュニティバスやデマンド交通の充実に取り組みます。

取組（★：重点事業）	内容（（重層）：重層的支援体制整備事業対象事業）
外出支援事業	・ 学生や高齢者等の自家用車等を運転できない人の日常生活における移動手段の確保及び公共交通空白地域の解消を図るため、市民、交通事業者、市が一体となり、地域の実情に即した持続可能な地域交通を実現するため、コミュニティバス及びデマンドタクシーを運行します。 [担当：交通防犯課]
★障がい者等移送サービス	・ 車椅子を利用されている人を対象に、車いす移送車を活用し市外の病院等への送迎を行い、介護者の負担軽減を図るとともに利用者の利便性を図ります。 [担当：社会福祉協議会]
外出に関わる支え合い活動の推進	・ 公共交通機関の利用が困難な方々に対し、地域住民等の相互の支え合い活動の一環として、出張販売や、ボランティアを活用した買い物等の支援を行い、地域の実情に合わせた活動を展開します。 [担当：社会福祉協議会]（重層）
車いす車両貸出事業	・ 車いすを利用する高齢者や障がい児者を対象に、外出の手段の確保や社会参加を進め、介護者の負担軽減を図るために車いすのまま乗降できる車両を無料（燃料代負担）で貸し出します。 [担当：社会福祉協議会]

(2) 生活環境整備の充実

地域の生活環境の向上に向けて、ごみ出しが困難な家庭に対するごみ出しのサポートや歩道の段差解消、視覚障がい者用ブロックを設置する等のバリアフリー化を進めます。

取組（★：重点事業）	内容（（重層）：重層的支援体制整備事業対象事業）
★ごみ出しサポート事業	・ 家庭から排出するごみを、ごみステーションまで搬出することが困難な高齢者、障がいのある人等のみで構成される世帯に対し、安否の確認を行いながら家庭ごみを戸別に収集します。 [担当：クリーン推進課]
幹線道路におけるバリアフリー化の推進	・ 誰もが安全に安心して利用できる、人にやさしい道路の整備を実施し、特に駅周辺や高齢者や障がいのある人等が比較的多く利用する施設の周辺において、歩道の段差解消や視覚障がい者用ブロックの設置等、面的、一体的なバリアフリー化を推進します。 [担当：道路河川整備課]

基本目標4 重点指標

指標項目	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
支え合い名簿提供団体数	10 団体	90 団体
自主防災組織の組織数	68 組織	125 組織
障がい者等移送サービス利用回数	692 回	777 回
ごみ出しサポート事業利用世帯数	63 世帯	65 世帯

取組の様子

●障がい者等移送サービス車



●防災訓練に参加する自主防災組織の皆さん



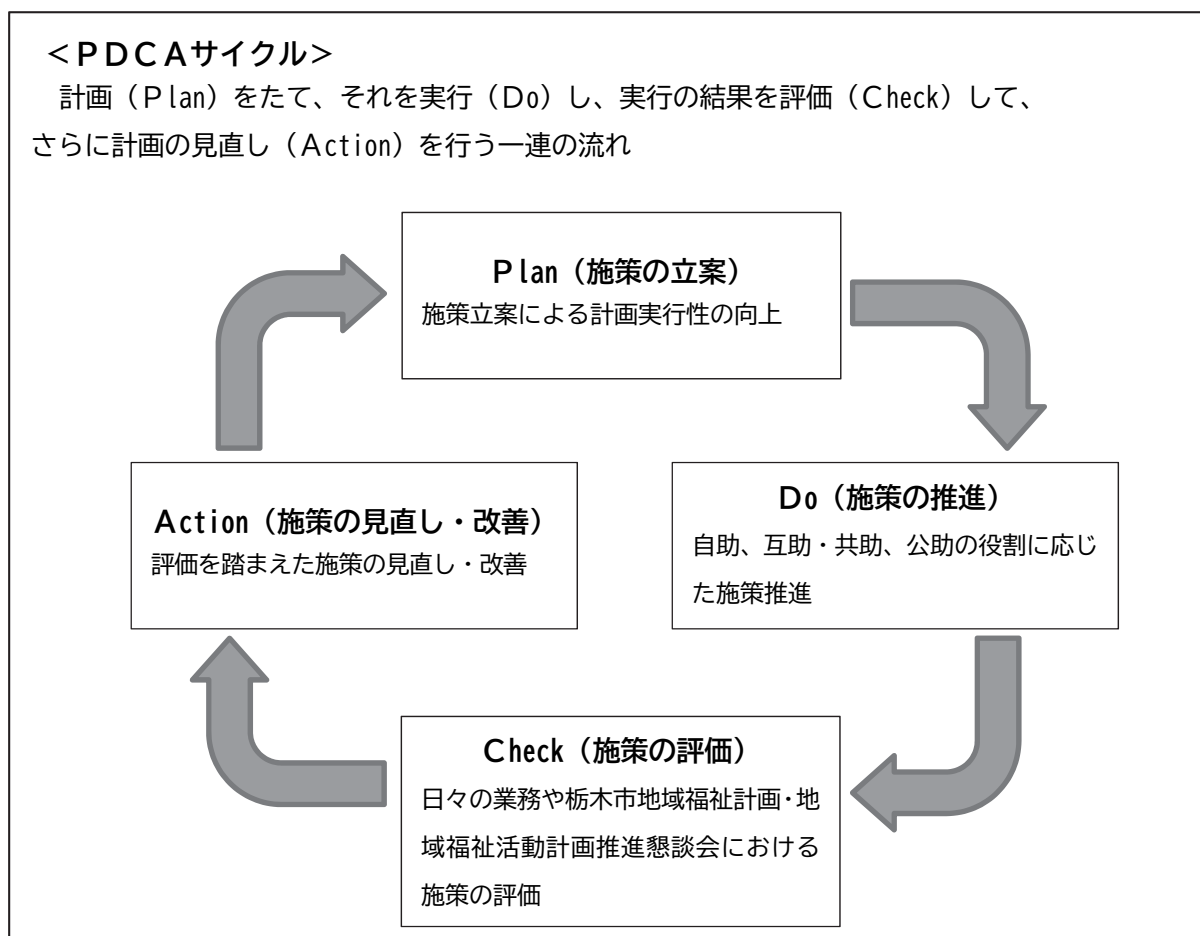
第5章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては市民、地域の組織・団体、ボランティア・NPO団体、福祉サービス事業者、行政など、様々な人々や団体、関係機関との連携・協働が必要となります。地域福祉の推進に向けて、関係機関等との連携・協働を行い、計画を推進します。

2 計画の進行管理

地域福祉計画・地域福祉活動計画に基づき地域福祉を推進していくには、計画の進行管理を適切に実施していくことが必要です。計画の進行管理は、PDCAサイクルを活用し、計画(Plan)を立て、それを実行(Do)し、実行の結果を評価(Check)して、さらに計画の見直し(Action)を行う一連の流れにより、計画に位置づけた施策の進捗状況を管理し、実効性を確保します。



資料編

1 用語解説

【あ行】

用語	解説
アウトリーチ	積極的に対象者のいる場所に出向いて必要なサービスや情報を届けるよう行動すること。
いきいきサロン	自宅や空き家等を活用し、高齢者が気軽に立ち寄り、お茶や会話を楽しめるサロンのこと。

【か行】

用語	解説
権利擁護	認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない方々などの権利の代弁・弁護を行い、安心して生活できるよう支援すること。
高額療養費の貸付	国民健康保険の被保険者が、病気や怪我で入院・通院し、同一月の医療費自己負担額が一定の基準を超え、且つ高額療養費の支給が見込まれる場合、支給見込額の9割の貸付を行うもの。
合計特殊出生率	15～49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもの（1人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときのこどもの数に相当）。
合理的配慮	社会的障壁を取り除くため、特定の障がい者に対して個別の状況に応じて講じられるべき措置のこと。
高齢者ふれあい相談員	高齢者を社会的にも精神的にも孤立させないことを目的に、市長から委嘱を受け、70歳以上の方のみが暮らす世帯に対し家庭訪問を行い、安否確認等の活動を行っている者のこと。
こども食堂	地域のこどもたちが、安心して過ごせる居場所の一つとして、食事や遊び、学習支援等を提供するコミュニティのこと。
コミュニティカフェ	こどもから高齢者（年齢や障がいの有無に関わらず）まで、地域の住民が集まり交流することで身近な相談窓口として、役割を果たしている。地域社会における「たまり場」や「居場所」のこと。
コミュニティバス	行政が中心となって、既存の路線以外のバスを必要としている地域に走らせるバスのこと。

【さ行】

用語	解説
自主防災組織	「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感のもと、災害による被害の予防や軽減のための活動を行う、地域住民が自主的に結成する組織のこと。
市民後見人	弁護士や司法書士、社会福祉士などの資格を持たない、親族以外の市民による成年後見人等のこと。
障がい児子育てサロン	日頃の不安や負担を軽減する環境を促進するために、障がいをもつ子どもやその保護者が気軽に集える場所のこと。
障がい児者相談支援センター	障がいのある方が住みなれた地域で安心して生活していけるよう、必要なサービスや利用できる制度などについての相談・支援を行う所。
スクールガード	児童の登下校時などに見守り活動を行っていただくボランティアの方々のこと。
スクールソーシャルワーカー	社会福祉の専門的な知識、技術を活用し、問題を抱えた児童生徒を取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ、児童生徒の悩みや抱えている問題の解決に向けて支援する専門家のこと。
生活支援コーディネーター (地域支え合い推進員)	地域において生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築を図るため、地域のニーズやサービスなどの現状を把握し、サービス事業者への協力依頼や開発、関係者のネットワーク（コーディネート機能）などを行う者のこと。
成年後見サポートセンター	成年後見制度について詳しく知りたい方などに対して、情報提供、相談、助言などを行う所。
成年後見制度	障がいや認知症により判断能力が十分でない方が不利益を被らないように家庭裁判所に申立てをして、その方を援助してくれる人を付けてもらう制度のこと。
ソーシャルワーク機能	複合的課題を抱える事例に対して、分野横断的に支援を必要とする人々を取り巻く環境や地域社会に働きかけ、多様な社会資源を活用・開発していくこと。

【た行】

用語	解説
ダブルケア	狭義では育児と介護が同時期に発生する状態のこと。広義では家族や親族等との密接な関係における複数のケア関係とそこにおける複合的課題のこと。
団塊の世代	昭和 22 年から昭和 24 年生まれの年代の方々のこと。
地域共生社会	制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていく社会のこと。

【た行】

用語	解説
地域子育て支援センター	子育て家庭への育児支援を図るため、子育てに関する情報提供や育児不安等に関する相談支援を行う所。
地域包括ケアシステム	介護や支援が必要になっても、高齢者が尊厳を保ちながら、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるため、住まい、医療、介護、予防、生活支援が、日常生活の場で一体的に提供できる地域での体制のこと。
地域包括支援センター	いつまでも自分らしく、住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるよう、高齢者等の生活を総合的に支えていくための地域拠点として、各種相談、介護予防事業などを行う所。
地区社会福祉協議会 (地区社協)	住民一人ひとりが社会福祉に参加して、地域の中の助け合いを育てていくために、地域住民や、自治会、民生委員・児童委員、その他の各種団体から選出された方によって構成される住民組織のこと。
チームオレンジ	地域住民や専門職など多様な認知症サポーターがチームを組んで、地域で暮らす認知症の人やその家族の方の生活面のニーズに応じた支援を行う取組のこと。
DV（ドメスティック・バイオレンス）	配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力のこと。
デマンドタクシー	複数の利用者からの予約をもとに、タクシー車両が各利用者宅を経由し、順次目的地まで送迎するもの。
テレワーク	「tele=離れた場所」と「work=働く」を組み合わせた言葉で、自宅や外出先など、オフィスから離れた場所でインターネットなどを活用して働くこと。
とちぎ市民活動支援センターくらら	市民一人ひとりの手で、よりよい社会や環境をつくろうとする市民活動（ボランティア、NPO、社会貢献など）を推進している所。
とちぎ未来アシストネット	学校職員・地域住民をつなぎ役として配置し、学校・家庭・地域の連携・協力を組織的に発展させ、より効果的に「学校支援（教育の充実）」や「地域の絆づくり」等を図る本市独自の教育システムのこと。

【な行】

用語	解説
認知症カフェ	認知症の人、家族、地域住民、医療や介護の専門職、認知症について関心がある人など、誰もが気軽に集まり、交流を楽しめる場のこと。
認知症サポーター	認知症に関する知識と理解を持ち、地域で認知症の人や家族に対してできる範囲で温かく見守る応援者として、自分のできる範囲で活動していただく方のこと。

【は行】

用語	解説
8050 問題	80 代の親とひきこもり状態などの 50 代の子が同居する世帯の孤立化・困窮化に伴うさまざまな問題のこと。
はつらつセンター	地域住民の参加と協力のもとに、家に閉じこもりがちな高齢者に生きがいとなるような集まりの場を提供し、介護状態になることを防止して、健康で元気に生活していただくためのさまざまな事業を実施する団体のこと。
伴走型支援	深刻化する社会的孤立に対応するために、つながり続けることを目的とした支援のこと。
福祉タクシー利用券	障がいのある方や通院している高齢者に対して交付される券のこと。
ふれあい交流事業	地域共生社会の実現に向け、障がいのある方もない方も一緒に交流することで、地域に住む人々が互いの理解を深め、支え合いの気持ちを育むことを目的とする事業のこと。
フードバンク	食品製造業者や農家、家庭などから、まだ食べられるのに捨てられてしまう食品の寄付を受け、食べ物に困っている方、福祉施設などに無償で提供する活動やその活動を行う団体のこと。
法人後見	社会福祉法人や社団法人、NPO 法人などの法人が成年後見人等になり、親族等が個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が不十分な人の保護・支援を行うこと。
ボランティアセンター	ボランティア活動を希望する方と希望される側の調整、ボランティア保険の加入手続きやボランティア団体登録等の支援を行う所。

【や行】

用語	解説
ヤングケアラー	本来大人がするような家事や家族の世話などを日常的に行っているこどものこと。

2 栃木市社会福祉施策推進委員会規則

(設置)

第1条 本市における社会福祉施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、栃木市社会福祉施策推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(業務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について、検討し、又は協議するものとする。

- (1) 社会福祉施策に係る基本方針に関すること。
- (2) 社会福祉施策の総合的推進に関すること。
- (3) 社会福祉施策に係る調査研究に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 社会福祉関係団体の関係者
- (4) 医療、福祉、保健及び教育関係機関の関係者
- (5) 公募による委員
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会は、委員長が必要と認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(専門部会)

第6条 委員会に、専門的な事項について調査研究及び検討するため、次に掲げる専門部会を置く。

- (1) 高齢者福祉専門部会
- (2) 児童福祉専門部会
- (3) 障がい者福祉専門部会
- (4) 就労支援専門部会
- (5) 権利擁護専門部会

2 委員は、いずれかの専門部会に所属するものとする。

3 専門部会に、部会長及び副部会長各1人を置き、部会委員の互選により定める。

4 専門部会に、特別の事項を調査研究及び検討させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

- 5 特別委員は、特別の事項に関し学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。
- 6 特別委員は、特別な事項の調査研究及び検討が終了したとき又は市長が特別な事情があると認めたときは、解任されるものとする。

(任期)

第7条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、第3条各号に掲げる職を失ったとき又は辞したときは、任期中においても委員の職を失う。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、保健福祉部福祉総務課において処理する。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成22年3月29日から施行する。

附 則(平成22年規則第215号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年規則第23号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年規則第23号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年規則第7号)

3 各種相談機関一覧（令和6年度末現在）

重層的支援体制 整備事業の事業区分	分野	相談機関	設置数	担当
地域包括支援センター の運営	高齢者	地域包括支援センター	11	地域包括ケア推進課
障害者 相談支援事業	障がい児者	障がい児者相談支援センター	1	障がい福祉課
利用者支援事業	こども・ 保護者	こども家庭センター	1	こども家庭センター
	こども・ 保護者	保育課	1	保育課
生活困窮者 自立支援事業	生活困窮者	とちぎ市くらしサポートセンター	1	社会福祉協議会
その他	生活保護	福祉総務課	1	福祉総務課
	障がい児者	障がい福祉課	1	障がい福祉課
	高齢者	高齢介護課	1	高齢介護課
	成人	健康増進課	1	健康増進課
	こども	子育て総務課	1	子育て総務課
	こども	地域子育て支援センター	17	子育て総務課
	こども・ 保護者	学校教育課	1	学校教育課
	地域福祉	栃木市社会福祉協議会	1	社会福祉協議会
	高齢者・ 障がい児者	栃木市成年後見サポートセンター	1	社会福祉協議会
	高齢者・ 障がい児者	とちぎ権利擁護センター あすてらす・とちぎ	1	社会福祉協議会

第3期栃木市 地域福祉計画・地域福祉活動計画

令和7年3月発行

発行：栃木市・社会福祉法人栃木市社会福祉協議会

編集：栃木市保健福祉部福祉総務課・地域包括ケア推進課、社会福祉法人栃木市社会福祉協議会

■ 栃木市

〒328-8686 栃木市万町 9-25

TEL:0282-21-2201(福祉総務課)、21-2244(地域包括ケア推進課)

市ホームページ <http://www.city.tochigi.lg.jp/>

■ 社会福祉法人栃木市社会福祉協議会

〒328-0027 栃木市今泉町 2-1-40

TEL:0282-22-4457

市社会福祉協議会ホームページ <http://www.tochigishi-shakyo.or.jp/>
